

# 兵庫県公報

平成20年3月24日 月曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

条 例	ページ
兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例（生活創造課）	11
兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例（消費生活課）	15
兵庫県立東はりま青少年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（青少年課）	17
兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例（税務課）	17
部制条例の一部を改正する条例（新行政課）	25
兵庫県職員定数条例及び企業庁職員定数条例の一部を改正する条例（人事課）	26
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（同）	26
職員の育児休業及び部分休業に関する条例等の一部を改正する条例（同）	64
使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課）	72
後期高齢者医療財政安定化基金の管理に関する条例（医療保険課）	74
兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（医務課）	75
知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（薬務課）	75
長寿祝金条例を廃止する条例（高齢社会課）	76
兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例及び兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（障害福祉課）	76
兵庫県心身障害者扶養共済制度条例及び本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例（同）	78
産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例（企業立地課）	80
兵庫県立ふるさとの森公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（労政福祉課）	80
兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例（農地整備課）	81
兵庫県立飛行場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（空港政策課）	81
兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅管理課）	81
災害援護基金条例の一部を改正する条例（復興支援課）	83
兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局学事課）	83
兵庫県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局スポーツ振興課）	84

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例（条例第8号）

芸術文化、環境、消費生活、健康、福祉等の様々な分野にわたる生涯学習、地域づくり活動その他の活動であって、豊かな生活を創造するための県民による主体的な活動（以下「生活創造活動」という。）の拠点施設として、新たに兵庫県立東播磨生活創造センターを設置するとともに、あわせて既に設置している兵庫県立神戸生活創造センター及び兵庫県立丹波の森公苑の設置及び管理に関する事項その他の生活創造活動の拠点に関する事項を定めることとした。

#### 1 設置

生活創造活動の拠点施設として兵庫県立生活創造センター（以下「生活創造センター」という。）を設置するものとする。

#### 2 名称及び位置

生活創造センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置	主として業務を行う地域
兵庫県立神戸生活創造センター	神戸市中央区東川崎町1丁目	神戸・阪神地域
兵庫県立東播磨生活創造センター	加古川市加古川町寺家町	東播磨地域

兵庫県立丹波の森公苑	丹波市柏原町柏原	丹波地域
------------	----------	------

3 その他の拠点施設

次に掲げる施設は、生活創造活動が行われる拠点施設とする。

- (1) 兵庫県立但馬文教府
- (2) 兵庫県立姫路生活科学センター
- (3) 兵庫県立西播磨文化会館
- (4) 兵庫県立淡路文化会館
- (5) 兵庫県立嬉野台生涯教育センター

4 業務

- (1) 生活創造活動のために施設を県民の利用に供すること。
- (2) 生活創造活動を支援するための情報の収集及び提供を行うこと。
- (3) 生活創造活動に関する相談に応ずること。
- (4) 生活創造活動を支援するための講座を開設し、及び講演会、研修会、展示会等を開催すること。
- (5) 生活創造活動に関する調査研究を行うこと。
- (6) その他生活創造センターの目的を達成するために必要な業務

5 使用料

- (1) 兵庫県立神戸生活創造センター及び兵庫県立東播磨生活創造センターの施設の利用の許可を受けた者は、当該施設の利用に係る使用料を納めなければならないものとする。
- (2) 使用料の額は、次の表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、規則で定めるものとする。

ア 兵庫県立神戸生活創造センター

区 分		基 準 額						備 考
		開館時刻から12時まで	13時から17時まで	18時から閉館時刻まで	開館時刻から17時まで	13時から閉館時刻まで	開館時刻から閉館時刻まで	
創作室	調理室	円 1,900	円 2,600	円 2,600	円 4,500	円 5,200	円 7,100	商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
	工芸室	1,300	1,800	1,800	3,100	3,600	4,900	
練習室	A	900	1,300	1,300	2,200	2,600	3,500	
	B	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	
附属設備		別に規則で定める額						

イ 兵庫県立東播磨生活創造センター

区 分		基 準 額						備 考
		開館時刻から12時まで	13時から17時まで	18時から閉館時刻まで	開館時刻から17時まで	13時から閉館時刻まで	開館時刻から閉館時刻まで	

会議室		円 800	円 1,000	円 1,000	円 1,800	円 2,000	円 2,800	1 商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。 2 「1回」とは、開館時刻、11時、13時、15時、17時又は19時からのそれぞれ2時間の利用をいう。
研修室		1,900	2,600	2,600	4,500	5,200	7,100	
創作室	調理室	1,400	1,800	1,800	3,200	3,600	5,000	
	工芸室	1,200	1,700	1,700	2,900	3,400	4,600	
練習室	A	900	1,300	1,300	2,200	2,600	3,500	
	B	700	1,000	1,000	1,700	2,000	2,700	
音楽室	1回につき1,100円。ただし、17時からの利用にあつては1,300円、19時からの利用にあつては1,500円							
美術展示室	1日につき2,000円							

## 6 使用料の免除

知事は、特別の理由があると認めるときは、5の使用料の全部又は一部を免除することができるものとする。

### ●兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例（条例第9号）

高度化し、複雑化する消費生活の諸問題に機動的かつ効率的に対応するため、県民の科学的生活の推進並びに消費者の利益の擁護及び増進に関して、兵庫県立生活科学研究所が有する試験機能、情報管理機能、指導者養成機能等と兵庫県立神戸生活創造センターが有する兵庫県立生活科学センター等が行う相談業務への支援機能とを統合して、新たに、兵庫県立生活科学総合センターを設置することとした。

### ●兵庫県立東はりま青少年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（条例第10号）

兵庫県立東はりま青少年館について、より一層地域住民の福祉の増進に資することができるよう、その施設を加古川市に譲渡することとし、県立施設としての兵庫県立東はりま青少年館を廃止することとした。

### ●兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税法の一部が改正されることに伴い、個人県民税、法人県民税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税、狩猟税及び軽油引取税に係る規定について所要の整備を行うこととした。

2 納税者の利便性の向上を図るため、狩猟税の証紙徴収の方法を簡略化すること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

### ●部制条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 地域の将来像の検討や、地域づくり活動、生活文化、ボランティア活動等の県民生活に関する施策の推進と、県政の総合的な企画、調整及び管理を一体的に推進するための組織体制の整備を図ることとした。

(1) 現行の6部を5部に統合再編する。

(2) 県民政策部及び企画管理部を統合して、企画県民部に改組し、次の事務を同部の所掌とする。

- ア 県政の総合的な企画及び調整に関する事項
- イ 秘書及び広報に関する事項
- ウ 県民の生活及び文化の向上に関する事項
- エ 県の予算、税その他の財務に関する事項
- オ 市町その他公共団体に関する事項
- カ 職員に関する事項

キ 教育及び情報に関する事項

ク 防災に関する事項

ケ その他他部の所管に属しない事項

2 「農」の持つ多面的機能を生かした地球規模の環境問題への的確な対応を図るとともに、地球温暖化防止対策や循環型社会の構築、緑の保全と再生、野生動物の保護管理、環境学習等を一体的に推進するための組織体制の整備を図ることとした。

(1) 農林水産部及び健康生活部の環境部門を統合して、農政環境部に改組し、次の事務を同部の所掌とする。

ア 農業、林業及び水産業に関する事項

イ 環境の保全と創造に関する事項

(2) 健康生活部の名称を健康福祉部に改める。

3 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた復興対策と防災対策を一体的に推進するため、県土整備部の阪神・淡路大震災により被害を受けた地域の復興に関する事務を企画県民部に移管することとし、所要の整備を行うこととした。

4 部制の改正に伴い、兵庫県薬事審議会条例について規定の整備を行うこととした。

●兵庫県職員定数条例及び企業庁職員定数条例の一部を改正する条例（条例第13号）

知事及び教育委員会の各事務部局の職員、警察官以外の警察職員並びに企業庁の職員の定数を削減することとした。

●職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第14号）

1 職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）及び公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「教育職員条例」という。）の一部改正

(1) 給料表の改正

人事委員会勧告に基づき、現行給料表を全般にわたって改正することとした。

(2) 扶養手当の改正

配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を1人につき6,500円とすることとした。

(3) 地域手当の改正

地域手当の支給割合を、1級地については100分の10から100分の8に、2級地については100分の7から100分の5に、3級地については100分の5から100分の3に引き下げることにした。

(4) 勤勉手当の改正

6月期及び12月期の支給割合を100分の72.5から100分の75（特定幹部職員にあっては100分の92.5から100分の95）に引き上げることとした。

(5) 初任給調整手当の特例

初任給調整手当の月額を48,000円とすることとした。

(6) 給料月額の特例

給料月額は、当分の間、役職に応じて100分の2.5から100分の7までに相当する額を減じた額とすることとした。

(7) 管理職手当の特例

管理職手当の月額は、当分の間、100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とすることとした。

(8) 期末手当及び勤勉手当の特例

職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の加算額に係る割合は、当分の間、職制上の段階、職務の級等による職員の区分に応じ、100分の20から100分の50までに相当する割合を減じた割合とすることとした。

2 職員の特勤手当等に関する条例（以下「特勤条例」という。）及び公立学校職員のへき地手当等に関する条例（以下「へき地条例」という。）の一部改正

地域手当が支給される地域に所在する特勤事務所等又はへき地学校若しくは準へき地学校に勤務する職員には、地域手当の額の限度において、特勤手当又はへき地手当を支給しないものとするにすることとした。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 給料表の改正

第2号任期付研究員の給料表1号給329,000円を330,000円に改正することとした。

(2) 給料月額の特例

給料月額は、当分の間、現行規定に定めるものから役職に応じて100分の2.8から100分の7を減じた額と

することとした。

4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

給料月額、当分の間、現行規定に定めるものから役職に応じて100分の2.5から100分の7を減じた額とすることとした。

5 公立学校教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

学校教育法の一部改正により、新たに主幹教諭を置くことができることとされたことに伴い、規定の整備を行うこととした。

6 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「特別職条例」という。）及び教育長の給与等に関する条例（以下「教育長条例」という。）の一部改正

(1) 給料月額の特例

給料月額は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間、知事にあつては100分の20、副知事にあつては100分の15、公営企業及び病院事業の管理者並びに教育長にあつては100分の10、その他の特別職に属する常勤の職員にあつては100分の7に相当する額を減じた額とすることとした。

(2) 期末手当の特例

ア 期末手当の額は、知事にあつては100分の10、副知事にあつては100分の7、公営企業及び病院事業の管理者並びに教育長にあつては100分の5、その他の特別職に属する常勤の職員にあつては100分の3に相当する額を減じた額とする特例を、平成20年6月及び12月に支給する期末手当について引き続き実施することとした。

イ 平成20年6月及び12月に支給する期末手当について、期末手当基礎額の加算額に係る加算割合を、3分の2に相当する割合を減じた割合とすることとした。

(3) 退職手当の特例

知事及び副知事の退職手当の支給割合を、当分の間、それぞれ現行100分の80から100分の70に、現行100分の60から100分の50に引き下げることにした。

7 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「委員報酬条例」という。）、土地収用法によるあつせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「あつせん委員条例」という。）及び兵庫県市町合併審議会条例（以下「市町審議会条例」という。）の一部改正

(1) 月額により支給する委員等の報酬の額は、当分の間、現行条例に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とすることとした。

(2) 日額により支給する委員等の報酬の額は、当分の間、現行条例に定める額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とすることとした。

●職員の育児休業及び部分休業に関する条例等の一部を改正する条例（条例第15号）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための育児短時間勤務制度が設けられたこと、地方公務員法の一部改正により職員の申請に基づく大学等における課程の履修又は国際貢献活動のための休業制度が設けられたこと等に伴い、これらの制度に関して次のとおり所要の整備を行うこととした。

1 育児短時間勤務制度の導入に係る改正

(1) 職員の育児休業及び部分休業に関する条例（以下「育休条例」という。）の一部改正

ア 育児短時間勤務をすることができない職員

育児短時間勤務をすることができない職員は、次に掲げる職員とする。

(7) 非常勤職員

(1) 臨時的に任用される職員

(9) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(1) 育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子について、配偶者が地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育休法」という。）その他の法律により育児休業をしている職員

(4) その他育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる職員

イ 育児短時間勤務の終了後1年以内に育児短時間勤務をすることができる特別の事情

育児短時間勤務の終了後1年以内に育児短時間勤務をすることができる特別の事情は、次のとおりとする。

(7) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務

務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとする事により当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは当該承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

- (4) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (5) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (6) 育児短時間勤務の承認が、当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとする事を理由に取り消されたこと。
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

#### ウ 条例で定める育児短時間勤務の形態

育休法に定めのあるもののほか、育児短時間勤務に係る勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態とする。

- (7) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。
- (4) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。
- (5) 52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように、かつ、毎4週間につき1週間当たりの勤務時間が42時間を超えないように勤務すること。
- (1) その他人事委員会規則で定める勤務の形態

#### エ 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続

育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

#### オ 育児短時間勤務の承認の取消事由

育休法に定めのあるもののほか、条例で定める育児短時間勤務の承認の取消事由は、次のとおりとする。

- (7) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (5) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

#### カ 育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情

育児短時間勤務の承認が失効した場合等において職員を引き続き育児短時間勤務の例により短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情は、次のとおりとする。

- (7) 過員を生ずること。
- (4) 当該育児短時間勤務をしている職員の業務を処理するために任用されている短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

#### キ 育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知

任命権者は、育児短時間勤務の承認が失効した場合等において、職員を引き続き育児短時間勤務の例により短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならないものとする。

#### ク 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新

任命権者は、短時間勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該短時間勤務職員の同意を得

なければならないものとする。

ケ 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給与の特例

育児短時間勤務(カの育児短時間勤務の例による短時間勤務を含む。コ並びに(3)ア及びビイにおいて同じ。)をしている職員及び短時間勤務職員の給料月額は、当該職員の勤務の形態に応じて定められた勤務時間に応じて案分した額とする等、これらの職員の給与の取扱いについて規定の整備を行う。

コ 育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い

育児短時間勤務をした職員の退職手当の計算については、育児短時間勤務をした期間の3分の1を在職期間から除算することとするとともに、退職手当の計算の基礎となる給料月額については、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

サ その他

その他規定の整備を行う。

(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の1週間の勤務時間、正規の勤務時間外の勤務、年次休暇等の取扱いについて定める。

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)の一部改正

ア 育児短時間勤務職員をしている任期付研究員及び任期付職員の給与の特例

育児短時間勤務をしている任期付研究員及び任期付職員の給料月額は、当該職員の勤務の形態に応じて定められた勤務時間に応じて案分された額とする等、これらの職員の給与の取扱いについて規定の整備を行う。

イ 育児短時間勤務をしている第1号任期付研究員の裁量による勤務

育児短時間勤務をしている第1号任期付研究員について、職務遂行の方法を当該職員の裁量にゆだねることが適当である場合に係る勤務時間の算定について規定の整備を行う。

ウ その他

その他規定の整備を行う。

(4) 職員の退職手当に関する条例(以下「県職員退職手当条例」という。)及び公立学校職員等の退職手当に関する条例(以下「学校職員退職手当条例」という。)の一部改正

短時間勤務職員には退職手当を支給しないものとするに伴い、規定の整備を行う。

2 自己啓発等休業制度の導入に係る改正

(1) 育休条例の一部改正

ア 職員の範囲

自己啓発等休業をすることができる職員は、一般職に属する県職員及び県費負担教職員(臨時的に任用される者その他の法律により任期を定めて任用される者及び非常勤職員を除く。)とする。

イ 自己啓発等休業の承認

任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、自己啓発等休業を承認することができるものとする。

ウ 自己啓発等休業の期間

自己啓発等休業の期間を次のとおりとする。

(7) 大学等課程の履修のための休業 2年間(大学等課程の履修の成果をあげるため特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、3年間)

(4) 国際貢献活動のための休業 3年間

エ 大学等教育施設

自己啓発等休業の対象となる教育施設は、大学、大学院、短期大学、専修学校(専門課程を置くものに限る。)、外国の大学等とする。

オ 奉仕活動

自己啓発等休業の対象となる奉仕活動を次のとおりとする。

(7) 独立行政法人国際協力機構が行う開発途上地域における奉仕活動

(4) 外国の都市等において行われる当該都市等の国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

## カ 自己啓発等休業の承認の申請

自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業の期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならないものとする。

## キ 自己啓発等休業の期間の延長

自己啓発等休業中の職員は、3年を超えない範囲内において、特別な事情がある場合を除き、1回に限り当該自己啓発等休業の期間の延長を申請することができるものとする。

## ク 自己啓発等休業の承認の取消事由

条例で定める自己啓発等休業の承認の取消事由は、次のとおりとする。

- (7) 正当な理由なく、自己啓発等休業に係る教育施設の課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席し、又は自己啓発等休業に係る奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (4) 自己啓発等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じていること。

## ケ 報告等

(7) 自己啓発等休業中の職員は、次のいずれかに該当する場合には、当該自己啓発等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならないものとする。

- a 任命権者から求められた場合
- b 自己啓発等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- c 自己啓発等休業に係る教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合、又は自己啓発等休業に係る奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- d 自己啓発等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

(4) 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から(7)の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

## コ 自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与

自己啓発等休業をしている期間については、給与は支給しないものとする。

## サ 職務復帰後における号給の調整

職員が職務に復帰した場合に、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、次の期間を引き続き勤務したものとみなして、当該職員の号給を調整することができるものとする。

- (7) 職員としての職務に特に有用であると認められる場合 自己啓発等休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間
- (4) その他の場合 自己啓発等休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間

## シ 自己啓発等休業の承認を受けた職員の退職手当の取扱い

退職手当の算定に当たっては、自己啓発等休業をした期間は現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとし、在職期間の算定に当たっては、当該自己啓発等休業の期間（自己啓発等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資すると認められることその他の人事委員会規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）を在職期間から除算するものとする。

## (2) 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の規定の適用については、自己啓発等休業の期間は、職員としての在職期間に含まれないものとする。

## 3 その他

## (1) 育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整

育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができるものとする。

## (2) 育児部分休業の承認

育児部分休業の承認の要件を緩和する。

## (3) その他

その他規定の整備を行う。

## 4 施行期日等

## (1) 施行期日



平成20年4月1日。ただし、第2の3(1)は、公布の日。

(2) 育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置

第2の3(1)について、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成19年8月1日)以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用するものとする等所要の経過措置を講ずるものとする。

(3) 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例、職員の給与等に関する条例、職員の特殊勤務手当に関する条例、公立学校教育職員等の給与に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正  
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の引用条文を改める。

●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例(条例第16号)

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県立西はりま天文台公園の設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県立都市公園条例

●後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例(条例第17号)

老人保健法の一部改正により、県は、後期高齢者医療制度の実施主体である兵庫県後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図るために行う資金の貸付け及び交付の財源に充てるため、後期高齢者医療財政安定化基金を設置することに伴い、同基金の管理、処分及び運営に関する事項を定めることとした。

●兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例を廃止する条例(条例第18号)

民間の看護師養成所の充実等を踏まえ、県立の看護師養成所の再編を行うため、兵庫県立厚生専門学院を兵庫県立総合衛生学院と統合することとし、兵庫県立厚生専門学院を廃止することとした。

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第19号)

薬事法の一部改正により、知事は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するために試験を行うとともに、当該試験に合格した者等で医薬品の販売又は授与に従事しようとするものは知事の登録を受けなければならないこととされることに伴い、これらの事務について薬事法施行規則の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務等を神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市が処理することとし、所要の整備を行うこととした。

●長寿祝金条例を廃止する条例(条例第20号)

県民の長寿を祝福する事業を見直すこととし、長寿祝金の支給を廃止することとした。

●兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例及び兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第21号)

肢体不自由児の医療と福祉サービスの充実を図るため、兵庫県立総合リハビリテーションセンター(以下「総合リハビリテーションセンター」という。)を構成する施設として、リハビリテーション中央病院に小児リハビリテーション病棟を設置するとともに、新たに肢体不自由児療護施設を設置し、これらの施設において総合リハビリテーションセンターの機能を活用した新たな小児リハビリテーションに取り組むこととし、関係条例について所要の整備を行うこととした。

●兵庫県心身障害者扶養共済制度条例及び本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例(条例第22号)

独立行政法人福祉医療機構法に規定する保険約款の一部改正により、当該保険約款に基づく保険契約により県が独立行政法人福祉医療機構に納付する保険料の額が改定されたこと等に伴い、次の条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例
- 2 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例

●産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例(条例第23号)

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の有効期限を平成23年3月31日まで延長することとした。

●兵庫県立ふるさとの森公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第24号)

人々の生活に深く結びつき、多様な自然を生かした生活環境や地域の文化を形成してきた里山を育成し、豊かな緑の中で勤労者の文化活動及びレクリエーション活動の促進を図るとともに、県民に自然とのふれあいの場を提供するため、次のとおり新たな兵庫県立ふるさとの森公園を設置することとした。

- 1 名称 兵庫県立宝塚西谷の森公園

## 2 位置 宝塚市境野

## ●兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例（条例第25号）

土地改良法施行令の一部改正により、都道府県が行うべき土地改良事業として、都道府県営土地改良事業等により整備された農業用排水施設の更新を行う土地改良事業及び農業生産法人への農用地の利用の集積に寄与するための整備計画に従って行う土地改良事業が追加され、これらの事業に対する国の補助の割合が定められたこと等に伴い、分担金を徴収する県営土地改良事業について所要の整備を行うこととした。

## ●兵庫県立飛行場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

西播磨地域及び但馬地域における高速道路等の交通施設が整備され、おおむねこれらの地域における高速交通網の構築が図られたことに伴い、兵庫県立播磨ヘリポート及び兵庫県立湯村温泉ヘリポートを廃止することとし、所要の整備を行うこととした。

## ●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

1 県営住宅の共同施設である駐車場の適正かつ合理的な管理を図るため、その利用について知事の許可を受けなければならないこと等必要な手続を定めることとし、次のとおり所要の整備を行うこととした。

## (1) 駐車場の利用の許可

ア 県営住宅の駐車場（以下「駐車場」という。）を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないものとする。

イ 駐車場の名称、位置等は、規則で定めるものとする。

## (2) 駐車場の利用の許可の申請

(1)アの許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、駐車場の利用に係る自動車の登録番号及び種別その他の規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならないものとする。

## (3) 利用許可の基準等

ア 駐車場を利用することができる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならないものとする。

(7) 県営住宅の入居者若しくは同居者又は普通県営住宅の使用の許可に基づき普通県営住宅を使用する者（ウにおいて「入居者等」という。）であること。

(4) 自ら利用するため駐車場を必要としていること。

(9) 県営住宅の入居若しくは使用の許可を取り消され、又は明渡しの請求を受けていないこと。

イ 知事は、(2)の申請をした者の数が利用許可をすべき駐車場の区画数を超える場合においては、抽せんにより利用許可をすべき者を決定するものとする。ただし、当該申請をした者に身体障害者であることその他特別な事情がある場合には、抽せんによらないで当該者に対して利用許可をすることができるものとする。

ウ 知事は、ア及びイの規定にかかわらず、入居者等以外の者で自ら利用するため駐車場を必要としているものに対して、県営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、利用許可をすることができるものとする。

## (4) 利用許可の通知等

知事は、(2)の申請があったときは、利用許可をする場合にあってはその旨及び駐車場の利用開始の日を、利用許可をしない場合にあってはその旨及びその理由を当該申請をした者に対して通知するものとする。

## (5) 申請内容の変更等

ア (4)の利用許可をする旨の通知を受けた者（以下「駐車場利用者」という。）は、(2)の申請の内容に変更が生じたとき、又は(3)アの要件を満たす者でなくなったときは、その旨を知事に届け出なければならないものとする。

イ 駐車場利用者は、駐車場の利用を廃止しようとするときは、30日前までに知事に届け出なければならないものとする。

## (6) 利用許可の取消し等

ア 知事は、駐車場利用者が次のいずれかに該当するときは、当該駐車場利用者に対して、当該駐車場の利用許可を取り消し、及び当該駐車場の明渡しを請求することができるものとする。

(7) (3)アの要件を満たす者でなくなったとき。

(4) 正当な理由がなく、1月以上駐車場を使用しないとき。

(9) 不正の行為によって駐車場を利用したとき。

(1) (7)アの利用料金を3月以上滞納したとき。

- (オ) 駐車場又はこれに附帯する設備を故意に損傷したとき。
  - (カ) (ア)から(オ)までのほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- イ アにより請求を受けた駐車場利用者は、速やかに駐車場を明け渡さなければならないものとする。

(7) 利用料金

- ア 駐車場利用者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならないものとする。
- イ 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させるものとする。
- ウ 利用料金の額は、近傍同種の駐車場の駐車料金を考慮して規則で定める額の範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。
- エ 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、その納付を猶予し、又は返還することができるものとする。

2 暴力団員に対する入居者の不安が高まっていることにかんがみ、知事は、県営住宅の入居者が暴力団員である疑いがあると認めるときは警察本部長の意見を聴くことができるとし、当該入居者が暴力団員であると判明したときは県営住宅の明渡しを請求することができるものとする等次のとおり所要の整備を行うこととした。

(1) 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、その者又は同居し、同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこととする。

(2) 入居の許可の取消し等

知事は、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、当該入居者に対して、当該県営住宅の入居の許可を取り消し、又は当該県営住宅の明渡しを請求することができるものとする。

(3) 意見の聴取

ア 知事は、県営住宅に入居し、又は入居者と同居しようとする者が、2(1)の要件を満たすかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができるものとする。

イ 知事は、県営住宅の入居者又は同居者が暴力団員である疑いがあると認めるときは、当該入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができるものとする。

●災害援護基金条例の一部を改正する条例（条例第28号）

被災者生活再建支援法の一部改正により、同法の規定に基づく被災者生活再建支援金を住宅の建築費に充てることができることとされたことに伴い、住宅の建築費が同法に規定する必要な経費とされるまでの間基金を積み立てるものとする旨の特例を定める規定を削除する等規定の整備を行うこととした。

●兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第29号）

公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を112人減員する等所要の整備を行うこととした。

●兵庫県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（条例第30号）

スポーツ振興法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

条 例

兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第8号

兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例

（設置）

第1条 芸術文化、環境、消費生活、健康、福祉等の様々な分野にわたる生涯学習、地域づくり活動その他の活動であって、豊かな生活を創造するための県民による主体的な活動（以下「生活創造活動」という。）の拠点施設として、兵庫県立生活創造センター（以下「生活創造センター」という。）を置く。

（名称及び位置）

第2条 生活創造センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置	主として業務を行う地域
兵庫県立神戸生活創造センター	神戸市中央区東川崎町1丁目	神戸・阪神地域
兵庫県立東播磨生活創造センター	加古川市加古川町寺家町	東播磨地域
兵庫県立丹波の森公苑	丹波市柏原町柏原	丹波地域

(その他の拠点施設)

第3条 次に掲げる施設は、生活創造活動が行われる拠点施設とする。

- (1) 兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例(昭和38年兵庫県条例第100号)により設置された兵庫県立但馬文教府
- (2) 兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例(昭和40年兵庫県条例第48号)により設置された兵庫県立姫路生活科学センター
- (3) 兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和45年兵庫県条例第13号)により設置された兵庫県立西播磨文化会館及び兵庫県立淡路文化会館
- (4) 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例(昭和54年兵庫県条例第18号)により設置された兵庫県立嬉野台生涯教育センター

(業務)

第4条 生活創造センターは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 生活創造活動のために施設を県民の利用に供すること。
  - (2) 生活創造活動を支援するための情報の収集及び提供を行うこと。
  - (3) 生活創造活動に関する相談に応ずること。
  - (4) 生活創造活動を支援するための講座を開設し、及び講演会、研修会、展示会等を開催すること。
  - (5) 生活創造活動に関する調査研究を行うこと。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、生活創造センターの目的を達成するために必要な業務
- 2 知事は、生活創造センターの施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の目的のための利用に供することができる。

(利用の許可)

第5条 別表第1及び別表第2に掲げる生活創造センターの施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(使用料の納付)

第6条 前条の規定により別表第1に掲げる生活創造センターの施設の利用の許可を受けた者は、当該施設の利用に係る使用料を納めなければならない。

- 2 前項の使用料の額は、別表第1に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、規則で定める。

(使用料の免除)

第7条 知事は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第5条の許可を受けたとき。
- (2) 生活創造センターの設置の目的又は第5条の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的に生活創造センターの施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) 生活創造センターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 生活創造センターの管理者の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生活創造センターの管理上支障があるとき。

(原状回復の義務等)

第10条 生活創造センターの施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(管理)

第11条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、兵庫県立丹波の森公園の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる。

(利用料金)

第12条 第5条の規定により別表第2に掲げる生活創造センターの施設の利用の許可を受けた者は、当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 3 利用料金の額は、別表第2に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか、生活創造センターの管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第1兵庫県立東播磨生活創造センターの部の規定は、同月15日から施行する。

(兵庫県立丹波の森公園の設置及び管理に関する条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 兵庫県立丹波の森公園の設置及び管理に関する条例(平成8年兵庫県条例第6号)
  - (2) 兵庫県立神戸生活創造センターの設置及び管理に関する条例(平成12年兵庫県条例第16号)
- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の兵庫県立丹波の森公園の設置及び管理に関する条例又は兵庫県立神戸生活創造センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 4 兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表兵庫県立東播磨生活科学センターの項を削る。

別表第1(第5条、第6条関係)

兵庫県立神戸生活創造センター

区 分		基 準 額						備 考
		開館時刻から12時まで	13時から17時まで	18時から閉館時刻まで	開館時刻から17時まで	13時から閉館時刻まで	開館時刻から閉館時刻まで	
創作室	調理室	円 1,900	円 2,600	円 2,600	円 4,500	円 5,200	円 7,100	商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
	工芸室	円 1,300	円 1,800	円 1,800	円 3,100	円 3,600	円 4,900	
練習室	A	円 900	円 1,300	円 1,300	円 2,200	円 2,600	円 3,500	
	B	円 1,200	円 1,600	円 1,600	円 2,800	円 3,200	円 4,400	

附属設備	別に規則で定める額
------	-----------

## 兵庫県立東播磨生活創造センター

区 分	基 準 額						備 考	
	開館時刻から12時まで	13時から17時まで	18時から閉館時刻まで	開館時刻から17時まで	13時から閉館時刻まで	開館時刻から閉館時刻まで		
会議室	円 800	円 1,000	円 1,000	円 1,800	円 2,000	円 2,800	1 商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。 2 「1回」とは、開館時刻、11時、13時、15時、17時又は19時からのそれぞれ2時間の利用をいう。	
研修室	1,900	2,600	2,600	4,500	5,200	7,100		
創作室	調理室	1,400	1,800	1,800	3,200	3,600		5,000
	工芸室	1,200	1,700	1,700	2,900	3,400		4,600
練習室	A	900	1,300	1,300	2,200	2,600		3,500
	B	700	1,000	1,000	1,700	2,000		2,700
音楽室	1回につき1,100円。ただし、17時からの利用にあつては1,300円、19時からの利用にあつては1,500円							
美術展示室	1日につき2,000円							

別表第2（第5条、第12条関係）  
兵庫県立丹波の森公苑

区 分	基 準 額						備 考		
	開園時刻から12時まで	13時から17時まで	18時から閉園時刻まで	開園時刻から17時まで	13時から閉園時刻まで	開園時刻から閉園時刻まで			
生活創造センター棟	多目的室	円 2,100	円 2,800	円 3,400	円 4,900	円 6,200	円 8,300	1 商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は3により算出したそれぞれの額の2倍に相当する額とする。 2 テレビジョン又はラジオの中継放送を伴う利用の場合は、左欄に掲げるホールのそれぞれの額又は1により算出したホールのそれぞれの額に、テレビジョン	
	創作室	1,000	1,500	1,800	2,500	3,300	4,300		
	会議室	A	600	900	1,100	1,500	2,000		2,700
		B	400	600	800	1,100	1,400		1,800

	研修室	600	900	1,100	1,500	2,000	2,700		
	和室	400	400	500	800	900	1,300		
ホ ー ル 棟	ホール	14,000	18,700	22,400	32,700	41,100	55,100	<p>ンの中継放送にあっては10,000円、ラジオの中継放送にあっては5,000円を加算した額とする。</p> <p>3 ホール又は多目的グラウンドを平日に利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>4 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。</p> <p>5 ホールを利用して演劇、音楽、舞踊等の催しをする場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、左欄に掲げるホールのそれぞれの額又は3により算出したそれぞれの額に、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 練習のために利用するとき。 10分の7</p> <p>(2) 準備のために利用するとき。 10分の3</p> <p>6 「1泊」とは、9時から翌日の8時までの利用をいう。</p> <p>7 アトリエを8泊以上継続して利用する場合は、当該利用期間のうち、8泊以上15泊未満の期間にあっては1棟1泊につき1,800円、15泊以上の期間にあっては1棟1泊につき1,200円とする。</p> <p>8 5により算出した額に、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。</p>	
	練習室 兼楽屋	1,100	1,500	1,800	2,600	3,200	4,300		
	楽 屋	A	600	700	800	1,300	1,500		2,100
		B	200	300	400	500	600		800
ア ト リ エ (1棟につき)	宿泊をしない場合	600	800	1,000	1,500	1,800	2,500		
	宿泊をする場合	1泊につき3,500円							
多目的グラウンド		1時間につき700円							
テ ニ ス コ ー ト	A	1面1時間につき550円							
	B	1面1時間につき500円							
附属設備		別に規則で定める額							

兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第9号

## 兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例

(兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例(昭和40年兵庫県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第1条中「生活の科学化」を「科学的生活の推進」に改め、「増進」の右に「(以下「科学的生活の推進等」という。)」を加える。

第2条の表名称の項の次に次のように加える。

兵庫県立生活科学総合センター	神戸市中央区港島中町4丁目
----------------	---------------

第3条第1号中「生活の科学化並びに消費者の利益の擁護及び増進」を「科学的生活の推進等」に、「資料等の展示に関する」を「情報の収集及び提供を行う」に改め、同条第2号中「生活の科学化並びに消費者の利益の擁護及び増進」を「科学的生活の推進等」に、「開設」を「開設し、」に、「の開催に関する」を「を開催する」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 科学的生活の推進等に関する相談に応ずること。

第3条第4号中「ほか、」の右に「生活科学センターの目的を達成するために」を加え、同条に次の2項を加える。

2 兵庫県立生活科学総合センター(以下「総合センター」という。)は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 科学的生活の推進等のために商品及び役務に関する試験及び調査を行うこと。
- (2) 科学的生活の推進等に関する試験及び研究のために施設を県民の利用に供すること。
- (3) 生活科学センター等が行う消費者の利益の擁護及び増進のための相談業務等に係る支援及び連絡調整を行うこと。

3 知事は、生活科学センターの施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の目的のための利用に供することができる。

第4条を第9条とし、第3条の次に次の5条を加える。

(利用の許可及び使用料の納付)

第4条 別表に掲げる総合センターの施設を利用しようとする者は、知事の許可を受け、当該施設の利用に係る使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、規則で定める。

(使用料の免除)

第5条 知事は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第6条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第1項の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第4条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 総合センターの設置の目的又は第4条第1項の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的に総合センターの施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) 総合センターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 総合センターの管理者の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総合センターの管理上支障があるとき。

(原状回復の義務等)

第8条 総合センターの施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第4条関係)



区 分	基準額			備 考
	開館時刻 から12時 まで	13時から 閉館時刻 まで	開館時刻 から閉館 時刻まで	
機 器 分 析 室	円 3,500	円 5,400	円 8,900	1 商品の製造、販売等を主たる業とする事業者（当該事業者が組織する団体を含む。）が利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。 2 「1回」とは、開館時刻から12時まで又は13時から閉館時刻までのそれぞれの間の利用をいう。
理化学実験室	2,900	4,900	7,800	
研 修 室	2,300	3,800	6,100	
耐火耐爆室	1,600	2,600	4,200	
恒温恒湿室	1,200	2,100	3,300	
無 響 室	500	1,200	1,700	
多目的実験室	1人1回につき150円			

（兵庫県立生活科学研究所の設置及び管理に関する条例の廃止）

第2条 兵庫県立生活科学研究所の設置及び管理に関する条例（昭和53年兵庫県条例第5号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に第2条の規定による廃止前の兵庫県立生活科学研究所の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた兵庫県立生活科学研究所の施設の利用に係る処分、手続その他の行為は、第1条の規定による改正後の兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされた兵庫県立生活科学総合センターの施設の利用に係る処分、手続その他の行為とみなす。

兵庫県立東はりま青少年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第10号

兵庫県立東はりま青少年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

兵庫県立東はりま青少年館の設置及び管理に関する条例（昭和57年兵庫県条例第17号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第11号

兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例

（兵庫県税条例の一部改正）

第1条 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第4号中「及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第5項に規定するものを除く。以下第27条及び第31条において同じ。）」を削り、同条第5項中「含む」の右に「。以下県民税について「人格のない社団等」という」を加え、「この節中法人に関する」を「この節の」に改める。

第17条中「、寄附金控除額」を削る。

第18条の2の次に次の1条を加える。

（所得割の寄附金税額控除）

第18条の3 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の都道府県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の都道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、法第37条の2第1項第2号の政令で定めるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1) 当該納税義務者が第18条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が0以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであつて、当該納税義務者が第18条第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1

号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第19条中「第37条の2」を「第37条の3」に、「前2条」を「前3条」に改める。

第19条の2中「前3条」を「第18条から前条まで」に改める。

第25条第1項第5号中「第314条の8第3項」を「第314条の9第3項」に改める。

第27条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下県民税について「法人等」という。）」を削り、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分	税率（年額）
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの	2万円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの	5万円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	13万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	54万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの	80万円

第27条第2項中「若しくは第4号」を削る。

第28条（見出しを含む。）第29条（見出しを含む。）及び第30条（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

第31条の見出し及び同条第1項中「法人等」を「法人」に改め、同項第2号中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を削り、同条第2項及び第3項中「法人等」を「法人」に改める。

第36条第1項第3号から第5号までの規定中「分配」の右に「又は引渡し」を加える。

第46条第2項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は住宅を新築して譲渡する者で同条第2項に規定するもの」及び「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）第13条第1項第3号の業務に基づき締結されるものに限る。）」を削り、同条第3項を削り、同条中第4項を第3項とし、第5項から第9項までを1項ずつ繰り上げ、同条第10項中「第8項」を「第7項」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧農用地整備公団法」

という。)を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項を同条第11項とする。

第56条第1項中「本項」を「この項」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「本項」を「この項」に改める。

第59条の8第1項中「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」を「土地改良区」に、「若しくは第53条の3の2第1項の規定又は独立行政法人緑資源機構法第16条第2項若しくは同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項において準用するこれらの規定」を「又は第53条の3の2第1項の規定」に改め、同条第2項中「(独立行政法人緑資源機構法第16条第2項又は同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を削り、「土地改良法第53条の3の2第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同条第7項中「若しくは独立行政法人緑資源機構」を削る。

第115条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第4号中「(昭和26年法律第45号)」を削る。

第120条第4項及び第157条の7第4項中「兵庫県税証紙条例」を「兵庫県税証紙徴収条例」に改める。

第183条第1項中「県が発行する狩猟税証紙を知事の狩猟者の登録申請書にはりつけて、狩猟税を払い込まなければ」を「狩猟税額に相当する額の現金を納付し、知事の狩猟者の登録申請書に納税済印の押印を受けなければ」に改め、「第179条第1項第2号」の右に「又は第4号」を加え、同条第2項中「証紙の種類、」を「納税済印の」に、「兵庫県税証紙条例」を「兵庫県税証紙徴収条例」に改める。

附則第6条第2項第2号中「及び附則第9条の4第1項」を「、附則第9条の4第1項及び附則第9条の5」に改め、同項第3号中「、第314条の7」を「から第314条の8まで」に、「及び附則第5条の4第6項」を「、附則第5条の4第6項及び附則第5条の5第2項」に改め、同条第3項中「前3条」を「第18条から前条まで」に改める。

附則第9条第2項中「における」の右に「第19条及び」を加え、「同条」を「第19条」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、第19条の2中「第18条から前条まで」とあるのは「第18条から前条まで及び附則第9条第1項」とする」に改める。

附則第9条の4第2項中「における」の右に「第19条及び」を加え、「同条」を「第19条」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、第19条の2中「第18条から前条まで」とあるのは「第18条から前条まで及び附則第9条の4第1項」とする」に改め、同条第3項中「第1項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した施行規則附則第2条の6第1項に規定する申告書」を「法附則第5条の4第3項に規定する道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に、「市町村民税に関する申告書」を「市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「場合」の右に「(県民税の納税通知書が送達された後に道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。)」を加える。

附則第9条の6を附則第9条の7とする。

附則第9条の5第2項中「及び前条第1項」を「、附則第9条の4第1項及び前条」に改め、同条第3項中「前3条」を「第18条から前条まで」に改め、同条を附則第9条の6とし、附則第9条の4の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第9条の5 第18条の3の規定の適用を受ける所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、法附則第33条の2第1項又は附則第27条第1項、附則第28条第1項、附則第31条第1項、附則第32条第1項若しくは附則第34条第1項の規定の適用を受けるときは、第18条の3第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第18条及び第18条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

- (1) 第18条第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第18条の3第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) 第18条第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第18条の3第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (3) 前年中の所得について附則第27条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50
- (4) 前年中の所得について附則第32条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60
- (5) 前年中の所得について法附則第33条の2第1項又は附則第28条第1項、附則第32条第1項若しくは附則第34条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

附則第15条第1項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で同条第2項に規定するもの又は住宅を購入して譲渡する者で同条第3項に規定するもの」及び「若しくは同条第3項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第56条第1項第4号」を削り、「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に、「これらの規定」を「同項ただし書」に改め、同条第2項中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附則第20条中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附則第22条第1項中「電気を動力源とする自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定するもの」を「電気自動車（電気を動力源とする自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。第4項において同じ。））、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。第4項において同じ。））」に、「同条第3項」を「施行規則附則第5条第3項」に改め、「及び第4項」を削り、同項第1号中「平成7年3月31日」を「平成9年3月31日」に改め、同項第2号中「平成9年3月31日」を「平成11年3月31日」に改め、同条第3項中「同項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項の総務省令で定めるもの」に改め、同条第4項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成16年4月1日から平成17年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「平成17年度分」を「平成21年度分」に、「平成17年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成18年度分」を「平成22年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第4項第2号イの総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同号イの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第4項第2号ロの総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号ロの総務省令で定めるもの

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項第3号の総務省令で定めるもの

附則第22条第7項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので

同条第7項に規定するもの（第4項の規定の適用を受ける自動車を除く。）を削り、「平成16年4月1日から平成17年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「平成17年度分」を「平成21年度分」に、「平成17年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成18年度分」を「平成22年度分」に改める。

附則第24条第1項中「昭和49年4月1日から平成20年3月31日までの間」を「法附則第32条第2項に規定する期間」に改め、同条第5項中「平成2年4月1日から平成20年3月31日までの間」を「法附則第32条第6項に規定する期間」に改め、同条第6項中「100分の120」を「100分の125」に、「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成22年3月31日まで」に改め、同条第7項中「100分の110」を「100分の115」に、「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成22年3月31日まで」に改め、同条第11項及び第12項を次のように改める。

11 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第2項から第4項まで、第6項、第7項又は前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、第157条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあつては、100分の1）を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあつては100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあつては、100分の0.5）をそれぞれ控除した率とする。

- (1) 両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第32条第11項第1号の総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同号の総務省令で定めるもの
- (2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第32条第11項第2号の総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同号の総務省令で定めるもの
- (3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車で法附則第32条第11項第3号の総務省令で定めるもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同号の総務省令で定めるものに適合するもの

12 第9項に規定する特定基準適合車又は第10項に規定する特定基準適合車であり、かつ、前項第1号又は第2号に掲げる軽油自動車である自動車の取得に対する第9項又は第10項の規定の適用については、これらの規定中「100分の1.2」とあるのは「100分の2」とする。

第25条第2項中「平成5年12月1日から平成20年3月31日までの間」を「法附則第32条の2第2項に規定する期間」に改める。

第26条の次に次の1条を加える。

（狩猟税の税率の特例）

第26条の2 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第179条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

- (1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第5項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録
- (2) 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

附則第27条第3項第1号、附則第28条第2項第1号、附則第31条第3項第1号及び附則第32条第2項第1号中「及び附則第9条の4第1項」を「、附則第9条の4第1項及び附則第9条の5」に改める。

附則第33条第1項中「及び第6項」を削り、同条第2項中「。第7項において同じ」を削り、同条第5項

を次のように改める。

5 第3項の規定の適用がある場合における附則第32条第1項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額( )とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額(附則第33条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。 )とする。

附則第33条第6項及び第7項を削る。

附則第34条第2項第1号中「及び附則第9条の4第1項」を「、附則第9条の4第1項及び附則第9条の5」に改める。

(兵庫県税証紙条例の一部改正)

第2条 兵庫県税証紙条例(昭和40年兵庫県条例第38号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫県税証紙徴収条例

第1条中「狩猟税証紙(以下「税証紙」という。 )」を「納税済印(以下「納税済印」という。 )」に改める。

第2条の見出しを「(証紙印及び納税済印の形式)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「税証紙及び証紙印」を「証紙印及び納税済印」に改め、同項を同条とする。

第3条中「狩猟税を税証紙により、又は」を削り、「証紙印により」の右に「、又は狩猟税を納税済印により」を加える。

第5条を削る。

第6条の見出しを「(証紙印及び納税済印の印影の無効)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「証紙印の印影面」を「証紙印若しくは納税済印の印影面」に、「申告書又は」を「申告書若しくは申請書(以下「申告書等」という。 )又は」に、「申告書に」を「申告書等に」に改め、「証紙印」の右に「又は納税済印」を加え、同項を同条とし、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「税証紙並びに」を削り、同条第1項中「税証紙又は」を削り、同項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条を第6条とする。

第8条中「税証紙及び証紙印」を「証紙印及び納税済印」に改め、同条を第7条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中兵庫県税条例第120条第4項、第157条の7第4項及び第183条の改正規定並びに第2条及び附則第17項の規定 平成20年4月1日

(2) 第1条中兵庫県税条例第17条の改正規定、同条例第18条の2の次に1条を加える改正規定、同条例第19条、第19条の2、第25条第1項第5号並びに附則第6条第2項及び第3項、第9条第2項並びに第9条の4第2項の改正規定、同条例附則第9条の6を附則第9条の7とする改正規定、同条例附則第9条の5第2項及び第3項の改正規定、同条を同条例附則第9条の6とする改正規定、同条例附則第9条の4の次に1条を加える改正規定並びに同条例附則第27条第3項第1号、第28条第2項第1号、第31条第3項第1号、第32条第2項第1号及び第34条第2項第1号の改正規定並びに附則第5項及び第6項の規定 改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の兵庫県税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の兵庫県税条例(以下「改正前の条例」という。)附則第33条第6項の県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式会社については、同項及び同条第7項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第6項中「平成21年3月31日」とあるのは「改正法の施行の日の前日」と、「租税特別措置法第37条の11第1項第1号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第1項に規定する第1種金融商品取引業を行うものに限る。 )」とする。

4 施行日から平成22年3月31日までの間における改正後の条例附則第33条第5項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び附則第32条の3の規定の適用について」と、「同項」とあ

るのは「附則第32条第1項」と、「とする」とあるのは「と、附則第32条の3中「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（附則第33条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする」とする。

- 5 改正後の条例第18条の3及び附則第9条の5の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する改正後の第18条の3第1項各号に掲げる寄附金について適用する。
- 6 平成21年4月1日から同年12月31日までの間における改正後の条例第9条の5の規定の適用については、同項中「法附則第33条の2第1項又は附則第27条第1項」とあるのは「附則第27条第1項」と、「若しくは附則第34条第1項」とあるのは「又は附則第34条第1項」と、同項第5号中「法附則第33条の2第1項又は附則第28条第1項」とあるのは「附則第28条第1項」とする。
- 7 改正後の条例の規定中法人の県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 8 改正前の条例第14条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。
- 9 改正後の条例第27条の規定（同条第1項の表の第1号アに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成20年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、改正法第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号に掲げる公共法人等に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。
- 10 施行日から改正法附則第1条第6号に定める日の前日までの間における改正後の条例第27条の規定の適用については、同項の表第1号中

「

<p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの</p>
--

」

とあるのは、

「

<p>ウ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除く。）</p> <p>エ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの</p>
---

」

とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 11 改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 12 施行日前にされた改正前の条例第46条第2項の規定による家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項の政令第36条の2の2第2項に規定する住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。
- 13 改正法附則第1条第8号に規定する日前の改正前の条例第46条第11項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）



14 改正後の条例の規定中自動車税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成19年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

15 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

16 改正後の条例附則第26条の2の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

(狩猟税の証紙徴収に関する経過措置)

17 改正前の条例第183条並びに第2条の規定による改正前の兵庫県税証紙条例第2条、第3条、第5条、第6条第1項、第7条第1項及び第8条の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に発行された狩猟税証紙については、当分の間、なおその効力を有する。

部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第12号

部制条例の一部を改正する条例

部制条例(昭和38年兵庫県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第1条中「6部」を「5部」に、「県民政策部」を「企画県民部」に、「健康生活部」を「健康福祉部」に、「農林水産部」を「農政環境部」に改める。

第2条の見出し中「県民政策部」を「企画県民部」に改め、同条中「県民政策部」を「企画県民部」に改め、第1号を次のように改める。

- (1) 県政の総合的企画及び調整に関する事項
- 第2条第3号から第6号までを次のように改める。
- (3) 県民の生活及び文化の向上に関する事項
- (4) 県の予算、税その他の財務に関する事項
- (5) 市町その他公共団体に関する事項
- (6) 職員に関する事項

第2条に次の3号を加える。

- (7) 教育及び情報に関する事項
- (8) 防災に関する事項
- (9) その他他部の所管に属しない事項

第3条を削る。

第4条の見出し中「健康生活部」を「健康福祉部」に改め、同条中「健康生活部」を「健康福祉部」に改め、第4号を削り、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条の見出し中「農林水産部」を「農政環境部」に改め、同条中「農林水産部」を「農政環境部」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 環境の保全と創造に関する事項

第6条第3号から第5号までを削り、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

附則第4項の見出し中「県土整備部」を「企画県民部」に改め、同項中「県土整備部」を「企画県民部」に、「第7条各号」を「第2条各号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(兵庫県薬事審議会条例の一部改正)

2 兵庫県薬事審議会条例(昭和36年兵庫県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

兵庫県職員定数条例及び企業庁職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第13号

兵庫県職員定数条例及び企業庁職員定数条例の一部を改正する条例

(兵庫県職員定数条例の一部改正)

第1条 兵庫県職員定数条例(昭和35年兵庫県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「8,425人」を「8,164人」に、「527人」を「499人」に、「12,660人」を「12,650人」に、「975人」を「965人」に、「21,771人」を「21,472人」に改める。

第4条を削る。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項を削る。

(企業庁職員定数条例の一部改正)

第2条 企業庁職員定数条例(昭和41年兵庫県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「270人」を「256人」に改める。

第3条を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(警察官の定数の特例)

2 第1条の規定による改正前の兵庫県職員定数条例第4条の規定は、警察官の定数については、なおその効力を有する。

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第14号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「6,000円(職員に扶養親族でない配偶者があつてはそのうち1人については6,500円、)」を「6,500円(」に、「ない場合にあつては)」を「ない場合にあつては、」に改める。

第16条第3項中「扶養親族である配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

第16条の2第2項第1号中「100分の10」を「100分の8」に改め、同項第2号中「100分の7」を「100分の5」に改め、同項第3号中「100分の5」を「100分の3」に改める。

第16条の3中「100分の10」を「100分の15」に改める。

第16条の4第1項第1号中「の後」を「以後」に、「あつては、当該異動等の日の前日」を「おける当該改定の日以後の期間に係る地域手当にあつては、当該改定後」に改める。

第26条第2項第1号中「100分の72.5」を「100分の75」に、「100分の92.5」を「100分の95」に改める。

附則第25項中「平成21年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附則に次の5項を加える。

(給料月額の特例)

27 当分の間、職員(医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員を除く。)の給料月額(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年兵庫県条例第10号。以下「平成18年改正条例」という。)附則

第8項から第10項まで及び職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年兵庫県条例第14号。以下「平成20年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定により支給される給料の額を含む。以下この項において同じ。）は、第2章（職員の育児休業等に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号）第8条の10第1項及び第8条の11第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）平成18年改正条例附則第8項から第10項まで、平成20年改正条例附則第6項から第8項まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年兵庫県条例第62号）第8条の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(1) 次に掲げる職員 100分の7

ア 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が9級以上である職員

イ 研究職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（第25条第5項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合（以下「役職加算割合」という。）が100分の20である職員に限る。）

ウ 看護職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が7級である職員

エ 警察職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が9級である職員（役職加算割合が100分の20である職員に限る。）

(2) 次に掲げる職員 100分の6

ア 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が8級である職員（管理職手当を受ける職員に限る。）

イ 研究職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（役職加算割合が100分の15である職員に限る。）

ウ 看護職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級である職員

エ 警察職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が9級である職員（前号エに掲げる職員を除く。）

(3) 次に掲げる職員 100分の4

ア 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が7級である職員（管理職手当を受ける職員に限る。）

イ 看護職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（管理職手当を受ける職員に限る。）

ウ 警察職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が8級である職員（管理職手当を受ける職員に限る。）

(4) 次に掲げる職員 100分の3

ア 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が8級又は7級である職員（第2号ア又は前号アに掲げる職員を除く。）及びその職務の級が6級である職員（管理職手当を受ける職員に限る。）

イ 研究職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級又は4級である職員（役職加算割合が100分の10である職員に限る。）

ウ 警察職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が8級又は7級である職員（前号ウに掲げる職員を除く。）

(5) 第25条第5項の規定による期末手当基礎額の加算を受ける職員のうち、前各号に掲げる職員以外の職員 100分の2.8

(6) 前各号に掲げる職員以外の職員 100分の2.5

28 他の職員との均衡上特に調整の必要があると認められる職員に係る前項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に」とあるのは、「次の各号に定める割合のうち他の職員との均衡を考慮して人事委員会規則で」とする。

（管理職手当の特例）

29 管理職手当の月額（医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員に係るものを除く。）は、当分の間、第17条の3第2項及び職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年兵庫県条例第59号）附則第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額については、この限

りでない。

(初任給調整手当の特例)

- 30 当分の間、第16条の6第1項及び第2項に定めるもののほか、同条第1項各号に掲げる職にある職員に対して、月額48,000円の初任給調整手当を支給する。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

- 31 第25条第5項(第26条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、第25条第5項中「100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合から、当該割合に100分の50を乗じて得た割合を減じて得た割合」とする。ただし、医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員にあつては、この限りでない。

役職加算割合が100分の20又は100分の15である職員	100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合から、当該割合に100分の50を乗じて得た割合を減じて得た割合
役職加算割合が100分の10である職員	100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合から、当該割合に100分の40を乗じて得た割合を減じて得た割合
役職加算割合が100分の5である職員	100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合から、当該割合に100分の20を乗じて得た割合を減じて得た割合

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第8条関係）

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	215,600	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	136,700	187,600	217,500	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	137,900	189,400	219,400	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	139,000	191,200	221,200	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	140,100	192,800	222,900	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	141,200	194,600	224,800	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	142,300	196,400	226,700	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	143,400	198,200	228,500	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	144,500	200,000	230,200	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	145,900	201,800	232,100	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	147,200	203,600	234,000	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	148,500	205,400	235,800	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	149,800	207,000	237,700	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	151,300	208,900	239,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	152,800	210,800	241,500	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	154,400	212,700	243,400	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	155,700	214,600	245,300	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	157,200	216,500	247,200	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	158,700	218,400	249,000	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	160,200	220,300	250,800	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	161,600	222,000	252,600	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	164,300	223,900	254,600	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	166,900	225,800	256,600	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	169,500	227,700	258,600	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	172,200	229,500	260,500	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	173,900	231,300	262,400	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	175,600	233,100	264,300	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	177,300	234,900	266,200	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	178,800	236,500	268,200	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	180,600	238,000	270,100	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	182,400	239,500	272,000	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	184,200	241,000	273,900	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
	33	185,800	242,500	275,800	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	187,300	244,000	277,700	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
	35	188,800	245,500	279,600	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
	36	190,300	247,100	281,500	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
	37	191,600	248,400	283,200	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
	38	192,900	250,000	285,100	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
	39	194,200	251,600	287,000	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
	40	195,500	253,200	288,900	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	
	41	196,900	254,600	290,600	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600	
	42	198,200	256,000	292,400	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	543,500	
	43	199,500	257,400	294,200	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	544,400	
	44	200,800	258,800	296,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	545,300	

	45	202,000	260,100	297,900	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	546,200
	46	203,300	261,500	299,600	354,400	376,600	404,900	449,100	483,400	
	47	204,600	262,900	301,300	356,000	377,500	405,600	449,900	484,200	
	48	205,900	264,300	303,000	357,600	378,400	406,300	450,700	485,000	
	49	207,100	265,600	304,700	359,300	379,400	407,100	451,300	485,800	
	50	208,200	266,900	306,400	360,500	380,200	407,800	452,100		
	51	209,300	268,200	308,100	361,700	381,000	408,500	452,900		
	52	210,400	269,500	309,800	362,900	381,800	409,200	453,700		
	53	211,600	270,600	311,300	363,900	382,700	410,000	454,300		
	54	212,600	271,900	312,900	365,000	383,400	410,700	455,100		
	55	213,600	273,200	314,500	366,100	384,100	411,400	455,900		
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	56	214,600	274,500	316,100	367,200	384,800	412,100	456,700		
	57	215,600	275,700	317,800	368,100	385,500	412,800	457,300		
	58	216,600	276,800	319,400	368,800	386,200	413,500	458,100		
	59	217,600	277,900	321,000	369,500	386,900	414,200	458,900		
	60	218,600	279,000	322,600	370,200	387,600	414,900	459,700		
	61	219,600	280,200	324,100	370,800	388,100	415,500	460,300		
	62	220,600	281,200	325,300	371,500	388,800	416,200	461,100		
	63	221,600	282,200	326,500	372,200	389,500	416,900	461,900		
	64	222,600	283,200	327,700	372,900	390,200	417,600	462,700		
	65	223,400	284,200	328,800	373,400	390,700	418,100	463,300		
	66	224,400	285,100	329,800	374,100	391,400	418,800			
	67	225,400	286,000	330,800	374,800	392,100	419,500			
	68	226,500	286,900	331,800	375,500	392,800	420,200			
	69	227,300	287,900	332,700	376,000	393,300	420,700			
	70	228,100	288,700	333,500	376,700	394,000	421,400			
	71	228,900	289,500	334,300	377,400	394,700	422,100			
	72	229,700	290,300	335,100	378,100	395,400	422,800			
	73	230,500	291,100	336,000	378,600	395,900	423,300			
74	231,200	291,600	336,700	379,300	396,600	424,000				
75	231,900	292,100	337,400	380,000	397,300	424,700				
76	232,600	292,600	338,100	380,700	398,000	425,400				
77	233,400	293,000	338,600	381,200	398,500	425,900				
78	234,200	293,400	339,200	381,800	399,200	426,600				
79	235,000	293,800	339,800	382,400	399,900	427,300				
80	235,800	294,200	340,400	383,000	400,600	428,000				
81	236,500	294,500	340,800	383,700	401,100	428,500				
82	237,200	294,900	341,300	384,300	401,800					
83	237,900	295,300	341,800	384,900	402,500					
84	238,600	295,700	342,300	385,500	403,200					
85	239,400	296,000	342,800	386,200	403,700					
86	240,100	296,400	343,300	386,800	404,400					
87	240,800	296,800	343,800	387,400	405,100					
88	241,500	297,200	344,300	388,000	405,800					
89	242,300	297,500	344,800	388,700	406,300					
90	242,800		345,300		407,000					
91	243,300		345,800		407,700					
92	243,800		346,300		408,400					

93	244,100		346,700		408,900						
94			347,200								
95			347,700								
96			348,200								
97			348,500								
98			349,000								
99			349,500								
100			350,000								
101			350,300								
102			350,800								
103			351,300								
104			351,800								
105			352,100								
106			352,500								
107			352,900								
108			353,300								
109			353,800								
110			354,200								
111			354,600								
112			355,000								
113			355,500								
再任用 職員	186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 別表第2（第8条関係）

## 研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	135,700	185,100	275,300	332,900	393,300
	2	136,800	187,500	278,100	335,100	396,200
	3	138,000	189,900	280,900	337,300	399,100
	4	139,100	192,300	283,700	339,500	402,000
	5	140,200	194,800	286,300	341,500	404,700
	6	141,500	197,100	289,100	343,600	407,600
	7	142,800	199,400	291,900	345,700	410,500
	8	144,100	201,700	294,700	347,800	413,400
	9	145,200	203,800	297,300	349,900	416,100
	10	146,900	206,100	300,100	352,000	418,900
	11	148,500	208,400	302,900	354,100	421,700
	12	150,100	210,700	305,700	356,200	424,500
	13	151,600	212,900	308,300	358,300	427,400
	14	153,500	215,300	311,100	360,300	430,200
	15	155,400	217,700	313,900	362,300	433,000
	16	157,400	220,100	316,700	364,300	435,800
	17	159,200	222,400	319,300	366,200	438,700
	18	161,300	225,300	321,600	368,200	441,500
	19	163,500	228,200	323,900	370,200	444,300
	20	165,600	231,100	326,200	372,200	447,100
	21	167,800	233,800	328,600	374,100	450,000
	22	170,200	236,600	330,700	376,100	452,700
	23	172,500	239,400	332,800	378,100	455,400
	24	174,800	242,200	334,900	380,100	458,100
	25	176,900	245,100	337,100	382,000	460,900
	26	179,000	247,800	339,000	384,000	463,500
	27	181,100	250,500	340,900	386,000	466,100
	28	183,200	253,200	342,800	388,000	468,700
	29	185,200	256,000	344,800	389,900	471,300
	30	187,000	258,400	346,500	391,900	473,900
	31	188,800	260,800	348,200	393,900	476,500
	32	190,600	263,200	349,900	395,900	479,100
	33	192,400	265,400	351,400	397,700	481,500
	34	194,300	267,900	352,900	399,500	484,000
	35	196,200	270,400	354,400	401,300	486,500
	36	198,100	272,900	355,900	403,100	489,000
	37	199,800	275,200	357,300	404,800	491,600
	38	201,700	277,100	358,700	406,400	494,100
	39	203,600	279,000	360,100	408,000	496,600
	40	205,500	280,900	361,500	409,600	499,100
	41	207,500	282,600	362,700	411,200	501,700
	42	209,400	283,900	364,000	412,800	504,000
	43	211,300	285,200	365,300	414,400	506,300
	44	213,200	286,500	366,600	416,000	508,600



	45	215,100	287,500	367,900	417,600	510,700
	46	217,100	288,800	369,200	419,200	512,300
	47	219,100	290,100	370,500	420,800	513,900
	48	221,100	291,400	371,800	422,400	515,500
	49	222,900	292,800	372,900	423,800	517,200
	50	224,900	294,100	374,200	425,300	518,700
	51	226,900	295,400	375,500	426,800	520,200
	52	228,900	296,700	376,800	428,300	521,700
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	53	230,700	297,900	377,900	429,800	523,000
	54	232,700	299,200	379,000	431,200	524,200
	55	234,700	300,500	380,100	432,600	525,400
	56	236,700	301,800	381,200	434,000	526,600
	57	238,600	302,900	382,100	435,200	527,800
	58	240,100	304,100	383,000	436,600	528,800
	59	241,600	305,300	383,900	438,000	529,800
	60	243,100	306,500	384,800	439,400	530,800
	61	244,500	307,600	385,500	440,600	531,900
	62	245,900	308,700	386,400	441,600	532,800
	63	247,300	309,800	387,300	442,600	533,700
	64	248,700	310,900	388,200	443,600	534,600
	65	250,200	312,100	388,900	444,500	535,600
	66	251,600	313,200	389,700	445,400	
	67	253,000	314,300	390,500	446,300	
	68	254,400	315,400	391,300	447,200	
	69	255,700	316,600	392,100	447,900	
	70	257,200	317,700	392,800	448,800	
	71	258,700	318,800	393,500	449,700	
	72	260,200	319,900	394,200	450,600	
	73	261,600	321,000	395,000	451,300	
	74	263,000	322,100	395,700	452,200	
	75	264,400	323,200	396,400	453,100	
	76	265,800	324,300	397,100	454,000	
77	267,000	325,400	397,900	454,700		
78	268,300	326,400	398,600			
79	269,600	327,400	399,300			
80	270,900	328,400	400,000			
81	272,300	329,500	400,700			
82	273,600	330,300	401,400			
83	274,900	331,100	402,100			
84	276,200	331,900	402,800			
85	277,400	332,800	403,400			
86	278,700	333,400	404,100			
87	280,000	334,000	404,800			
88	281,300	334,600	405,500			
89	282,400	335,000	406,100			
90	283,600	335,600	406,800			
91	284,800	336,200	407,500			
92	286,000	336,800	408,200			
93	287,100	337,200	408,800			
94	288,100	337,700				
95	289,100	338,200				
96	290,100	338,700				

	97	290,900	339,300			
	98	291,800				
	99	292,700				
	100	293,600				
	101	294,500				
	102	295,200				
	103	295,900				
	104	296,600				
	105	297,400				
	106	297,900				
	107	298,400				
	108	298,900				
	109	299,400				
再任用 職員		216,900	262,600	288,800	332,900	393,300

備考 1 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の5級の46号給から65号給までの号給は、試験場、研究所等の長で人事委員会規則で定めるものみに適用する。

## 別表第3（第8条関係）

## 医師・歯科医師職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	237,700	323,400	390,600	467,100
	2	240,200	326,500	393,500	469,400
	3	242,700	329,600	396,400	471,700
	4	245,200	332,700	399,300	474,000
	5	247,600	335,600	402,000	476,300
	6	251,400	338,900	404,800	478,500
	7	255,200	342,200	407,600	480,700
	8	259,000	345,500	410,400	482,900
	9	262,600	348,600	413,000	485,200
	10	266,600	351,800	415,700	487,300
	11	270,600	355,000	418,400	489,400
	12	274,600	358,200	421,100	491,500
	13	278,500	361,300	423,600	493,600
	14	282,500	365,000	426,100	495,700
	15	286,500	368,700	428,600	497,800
	16	290,500	372,400	431,100	499,900
	17	294,300	376,000	433,400	502,000
	18	297,900	378,800	435,800	504,000
	19	301,500	381,600	438,200	506,000
	20	305,100	384,400	440,600	508,000
	21	308,800	387,300	442,900	509,800
	22	312,600	389,900	445,300	511,700
	23	316,300	392,500	447,700	513,600
	24	320,000	395,100	450,100	515,500
	25	323,600	397,500	452,400	517,200
	26	326,500	399,800	454,700	519,000
	27	329,300	402,100	457,000	520,800
	28	332,100	404,400	459,300	522,600
	29	335,000	406,800	461,500	524,500
	30	337,400	408,900	463,800	526,300
	31	339,800	411,000	466,100	528,100
	32	342,200	413,100	468,400	529,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700
	34	347,100	417,300	472,600	533,500
	35	349,600	419,300	474,700	535,300
	36	352,100	421,300	476,800	537,100

	37	354,500	423,400	478,900	538,800
	38	356,900	425,400	480,700	540,400
再	39	359,300	427,400	482,500	542,000
	40	361,700	429,400	484,300	543,600
任	41	364,000	431,500	486,000	545,200
	42	365,500	433,300	487,800	546,600
用	43	367,000	435,100	489,600	548,000
	44	368,500	436,900	491,400	549,400
職	45	370,100	438,800	493,000	550,600
	46	371,600	440,600	494,800	551,600
員	47	373,100	442,400	496,600	552,600
	48	374,600	444,200	498,400	553,600
以	49	375,900	446,100	500,000	554,700
	50	376,900	447,900	501,300	555,600
外	51	377,900	449,700	502,600	556,500
	52	378,900	451,500	503,900	557,400
の	53	380,000	453,400	505,200	558,300
	54	380,900	454,600	506,500	559,200
職	55	381,800	455,800	507,800	560,100
	56	382,700	457,000	509,100	561,000
員	57	383,700	458,200	510,300	561,900
	58	384,600	459,200	511,200	562,800
	59	385,500	460,200	512,100	563,700
	60	386,400	461,200	513,000	564,600
	61	387,300	462,100	513,900	565,500
	62	387,800	462,800	514,800	566,400
	63	388,300	463,500	515,700	567,300
	64	388,800	464,200	516,600	568,200
	65	389,100	464,900	517,500	569,100
	66		465,600	518,400	570,000
	67		466,300	519,300	570,900
	68		467,000	520,200	571,800
	69		467,500	521,100	572,700
	70		468,200	522,000	573,600
	71		468,900	522,900	574,500
	72		469,600	523,800	575,400
	73		470,100	524,600	576,300
	74		470,800	525,500	
	75		471,500	526,400	
	76		472,200	527,300	

	77		472,700	528,100	
	78		473,300	529,000	
	79		473,900	529,900	
	80		474,500	530,800	
	81		475,100	531,600	
	82		475,700		
	83		476,300		
	84		476,900		
	85		477,400		
再任用 職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第4（第8条関係）

## 看護職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	286,100	332,700	380,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	288,100	334,900	382,800
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	290,100	337,100	385,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	292,100	339,300	388,200
	5	159,000	188,900	236,300	259,800	293,900	341,500	390,800
	6	160,500	191,300	237,800	261,200	295,800	343,700	393,300
	7	162,000	193,600	239,300	262,600	297,700	345,900	395,800
	8	163,500	195,900	240,800	264,000	299,600	348,100	398,300
	9	164,800	198,300	242,200	265,500	301,600	350,100	400,700
	10	166,500	199,700	243,600	266,900	303,500	352,200	403,100
	11	168,100	201,100	245,000	268,500	305,400	354,300	405,500
	12	169,700	202,500	246,400	270,100	307,300	356,400	407,900
	13	171,200	203,900	247,700	271,700	309,100	358,600	410,300
	14	173,200	205,400	249,000	273,300	310,900	360,700	412,500
	15	175,200	206,900	250,300	274,900	312,700	362,800	414,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,500	314,500	364,900	416,900
	17	179,400	209,800	252,800	278,100	316,400	367,100	419,000
	18	181,500	211,300	254,200	279,600	318,100	369,200	421,200
	19	183,600	212,800	255,600	281,100	319,800	371,300	423,400
	20	185,700	214,300	256,900	282,600	321,500	373,400	425,600
	21	187,800	215,700	258,200	284,200	323,200	375,600	427,600
	22	190,000	217,400	259,600	285,800	324,800	377,800	429,500
	23	192,200	219,100	261,000	287,400	326,400	380,000	431,400
	24	194,400	220,800	262,400	289,000	328,000	382,200	433,300
	25	196,500	222,300	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
	26	197,800	224,000	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
	27	199,100	225,700	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
	28	200,400	227,400	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
	29	201,600	229,200	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
	30	202,900	230,700	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
	31	204,200	232,200	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
	32	205,500	233,700	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
	33	206,800	235,200	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
	34	208,100	236,600	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
	35	209,400	238,000	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
	36	210,700	239,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000

37	212,100	240,700	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
38	213,500	242,000	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
39	214,900	243,300	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
40	216,300	244,600	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000
41	217,500	245,800	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300
42	218,900	247,100	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
43	220,300	248,400	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
44	221,700	249,700	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
45	223,100	251,000	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
46	224,600	252,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
47	226,100	253,800	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
48	227,600	255,200	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
49	228,900	256,600	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
50	230,300	258,100	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
51	231,700	259,500	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
52	233,100	260,900	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
53	234,400	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
54	235,700	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	471,800
55	237,000	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	472,600
56	238,300	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	473,400
57	239,700	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	474,300
58	241,000	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
59	242,300	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
60	243,600	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
61	244,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
62	246,200	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
63	247,500	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
64	248,800	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	
65	250,000	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
66	251,300	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	
67	252,700	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000	
68	254,100	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800	
69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600	
70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600		
71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300		
72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000		
73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800		
74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400		
75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000		
76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600		
77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200		
78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800		
79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400		
80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000		

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500
	82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100
	83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700
	84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300
	85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800
	86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400
	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000
	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600
	89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100
	90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700
	91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300
	92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900
	93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400
	94	284,100	319,100	354,700	374,100	404,000
	95	285,100	319,900	355,400	374,600	404,600
	96	286,100	320,700	356,100	375,100	405,200
	97	287,200	321,400	356,600	375,700	405,700
	98	288,100	322,100	357,100	376,200	406,300
	99	289,000	322,800	357,600	376,700	406,900
	100	289,900	323,500	358,100	377,200	407,500
	101	290,700	324,000	358,700	377,800	408,000
	102	291,500	324,600	359,200	378,300	408,600
	103	292,300	325,200	359,700	378,800	409,200
	104	293,100	325,800	360,200	379,300	409,800
105	293,800	326,200	360,800	379,900	410,300	
106	294,300	326,700	361,300	380,400		
107	294,800	327,200	361,800	380,900		
108	295,300	327,700	362,300	381,400		
109	295,800	328,200	362,800	382,000		
110	296,200	328,600	363,300	382,500		
111	296,600	329,000	363,800	383,000		
112	297,000	329,400	364,300	383,500		
113	297,400	329,800	364,800	384,100		
114	297,800	330,200	365,300	384,600		
115	298,200	330,600	365,800	385,100		
116	298,600	331,000	366,300	385,600		
117	298,900	331,300	366,700	386,200		
118	299,300	331,700	367,200	386,700		
119	299,700	332,100	367,700	387,200		
120	300,100	332,500	368,200	387,700		
121	300,400	332,700	368,600	388,300		
122	300,800	333,100	369,100	388,800		
123	301,200	333,500	369,600	389,300		
124	301,600	333,900	370,100	389,800		



125	301,800	334,200	370,500	390,400		
126	302,200	334,600	371,000	390,900		
127	302,600	335,000	371,500	391,400		
128	303,000	335,400	372,000	391,900		
129	303,200	335,700	372,400	392,500		
130	303,600	336,100	372,900	393,000		
131	304,000	336,500	373,400	393,500		
132	304,400	336,900	373,900	394,000		
133	304,600	337,200	374,300	394,600		
134	305,000	337,600	374,800	395,100		
135	305,400	338,000	375,300	395,600		
136	305,800	338,400	375,800	396,100		
137	306,000	338,700	376,200	396,700		
138	306,400	339,100				
139	306,800	339,500				
140	307,200	339,900				
141	307,400	340,200				
142	307,800	340,600				
143	308,200	341,000				
144	308,600	341,400				
145	308,800	341,700				
146	309,200	342,100				
147	309,600	342,500				
148	310,000	342,900				
149	310,200	343,200				
150	310,500	343,600				
151	310,800	344,000				
152	311,100	344,400				
153	311,500	344,700				
154	311,800	345,100				
155	312,100	345,500				
156	312,400	345,900				
157	312,800	346,200				
158	313,100	346,600				
159	313,400	347,000				
160	313,700	347,400				
161	314,100	347,700				
162	314,400	348,100				
163	314,700	348,500				
164	315,000	348,900				
165	315,400	349,200				
166	315,700					
167	316,000					
168	316,300					

	169	316,700						
	170	317,000						
	171	317,300						
	172	317,600						
	173	318,000						
	174	318,300						
	175	318,600						
	176	318,900						
	177	319,300						
再任用 職員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第8条関係）

## 警察職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100
	17	187,500	207,300	231,000	268,300	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700
	18	189,900	209,200	232,800	270,200	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500
	19	192,300	211,100	234,600	272,100	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300
	20	194,700	213,000	236,400	274,000	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100
	21	197,200	214,700	238,200	275,700	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700
	22	199,000	216,500	239,700	277,600	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500
	23	200,800	218,300	241,200	279,500	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300
	24	202,600	220,100	242,700	281,400	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100
	25	204,500	221,800	244,200	283,100	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700
	26	206,300	223,500	245,800	285,300	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,500	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,700	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200
	29	211,800	228,500	250,400	292,000	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600
	30	213,600	230,300	251,800	294,000	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400
	31	215,400	232,100	253,300	296,000	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200
	32	217,200	233,900	254,800	298,000	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000
	33	218,900	235,500	256,200	299,900	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600
	34	220,600	237,100	257,700	301,800	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400
	35	222,300	238,700	259,200	303,700	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200
	36	224,000	240,300	260,700	305,600	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000
	37	225,600	241,800	262,100	307,600	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600
	38	227,400	243,300	263,600	309,500	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400
	39	229,200	244,800	265,100	311,400	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200
	40	231,000	246,300	266,600	313,300	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000
	41	232,600	247,800	268,000	315,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600
	42	234,100	249,200	269,700	317,100	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400
	43	235,600	250,700	271,400	319,000	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200
	44	237,100	252,200	273,000	320,900	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000

	45	238,600	253,600	274,500	322,800	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600
	46	239,900	255,100	276,200	324,700	389,000	410,500	436,100	460,100	491,400
	47	241,200	256,600	277,900	326,600	390,800	411,700	436,900	460,800	492,200
	48	242,500	258,100	279,600	328,500	392,600	412,900	437,700	461,500	493,000
	49	243,600	259,500	281,400	330,300	394,400	414,200	438,400	462,200	493,600
	50	245,000	261,000	283,100	332,000	395,600	415,000	439,200	462,900	494,400
	51	246,500	262,500	284,800	333,700	396,800	415,800	440,000	463,600	495,200
	52	248,000	264,000	286,500	335,400	398,000	416,600	440,800	464,300	496,000
	53	249,400	265,300	288,200	337,100	399,300	417,300	441,400	465,000	496,600
	54	250,900	267,000	290,000	338,900	400,500	418,000	442,100	465,700	
	55	252,400	268,700	291,800	340,700	401,700	418,700	442,800	466,400	
	56	253,900	270,300	293,600	342,500	402,900	419,400	443,500	467,100	
	57	255,300	271,700	295,200	344,100	404,200	420,200	444,200	467,800	
	58	256,600	273,400	297,000	345,800	405,000	420,800	444,900	468,500	
	59	257,900	275,100	298,800	347,500	405,800	421,400	445,600	469,200	
	60	259,200	276,800	300,600	349,200	406,600	422,000	446,300	469,900	
	61	260,500	278,400	302,200	350,900	407,300	422,600	447,000	470,600	
	62	261,900	280,000	304,000	352,600	408,000	423,200	447,600	471,300	
	63	263,300	281,600	305,800	354,300	408,700	423,800	448,200	472,000	
	64	264,700	283,200	307,600	356,000	409,400	424,400	448,800	472,700	
	65	266,100	284,800	309,200	357,700	409,900	425,000	449,500	473,400	
	66	267,500	286,300	310,900	359,300	410,600	425,600	450,100	474,100	
	67	268,900	287,800	312,600	360,900	411,300	426,200	450,700	474,800	
	68	270,300	289,300	314,300	362,500	412,000	426,800	451,300	475,500	
	69	271,500	290,900	315,900	364,000	412,500	427,400	452,000	476,200	
	70	272,900	292,500	317,400	365,500	413,100	428,000	452,600	476,900	
	71	274,300	294,100	318,900	367,000	413,700	428,600	453,200	477,600	
	72	275,700	295,700	320,400	368,500	414,300	429,200	453,800	478,300	
	73	277,200	297,100	321,700	370,000	414,900	429,800	454,500	479,000	
	74	278,600	298,600	323,400	371,500	415,500	430,400	455,100	479,700	
	75	280,000	300,100	325,100	373,000	416,100	431,000	455,700	480,400	
	76	281,400	301,600	326,800	374,500	416,700	431,600	456,300	481,100	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	77	282,600	302,900	328,600	375,900	417,300	432,200	457,000	481,800	
	78	283,800	304,400	330,300	377,100	417,900	432,800	457,600		
	79	285,000	305,900	332,000	378,300	418,500	433,400	458,200		
	80	286,200	307,400	333,700	379,500	419,100	434,000	458,800		
	81	287,500	308,900	335,400	380,800	419,700	434,600	459,500		
	82	288,800	310,300	337,100	382,000	420,300	435,200	460,100		
	83	290,100	311,700	338,800	383,200	420,900	435,800	460,700		
	84	291,400	313,100	340,500	384,400	421,500	436,400	461,300		
	85	292,800	314,500	342,200	385,700	422,100	437,000	462,000		
	86	294,000	316,000	343,800	386,300	422,700	437,600	462,600		
	87	295,200	317,500	345,400	386,900	423,300	438,200	463,200		
	88	296,400	319,000	347,000	387,500	423,900	438,800	463,800		
	89	297,600	320,500	348,500	388,200	424,500	439,400	464,500		
	90	298,800	322,000	350,000	388,800	425,100	440,000	465,100		
	91	300,000	323,500	351,500	389,400	425,700	440,600	465,700		
	92	301,200	325,000	353,000	390,000	426,300	441,200	466,300		

93	302,200	326,300	354,500	390,500	426,900	441,800	467,000
94	303,500	327,700	356,000	391,100	427,500	442,400	
95	304,800	329,100	357,500	391,700	428,100	443,000	
96	306,100	330,500	359,000	392,300	428,700	443,600	
97	307,200	332,000	360,400	392,800	429,300	444,200	
98	308,400	333,400	361,600	393,400	429,900	444,800	
99	309,600	334,800	362,800	394,000	430,500	445,400	
100	310,800	336,200	364,000	394,600	431,100	446,000	
101	312,000	337,700	365,300	395,100	431,700	446,600	
102	313,100	339,000	366,500	395,700	432,300		
103	314,200	340,300	367,700	396,300	432,900		
104	315,300	341,600	368,900	396,900	433,500		
105	316,300	342,800	370,200	397,400	434,100		
106	317,000	343,900	370,800	397,900			
107	317,700	345,000	371,400	398,400			
108	318,400	346,100	372,000	398,900			
109	319,100	347,300	372,700	399,300			
110	319,800	348,300	373,300	399,800			
111	320,500	349,300	373,900	400,300			
112	321,200	350,300	374,500	400,800			
113	322,000	351,400	375,000	401,200			
114	322,800	352,400	375,600	401,700			
115	323,600	353,400	376,200	402,200			
116	324,400	354,400	376,800	402,700			
117	325,000	355,500	377,300	403,100			
118	325,800	356,100	377,900	403,600			
119	326,600	356,700	378,500	404,100			
120	327,400	357,300	379,100	404,600			
121	328,100	357,800	379,500	405,000			
122	328,600	358,300	380,100	405,500			
123	329,100	358,800	380,700	406,000			
124	329,600	359,300	381,300	406,500			
125	329,900	359,800	381,800	406,900			
126	330,400	360,300	382,300	407,400			
127	330,900	360,800	382,800	407,900			
128	331,400	361,300	383,300	408,400			
129	331,700	361,800	383,600	408,800			
130	332,200	362,300	384,100	409,300			
131	332,700	362,800	384,600	409,800			
132	333,200	363,300	385,100	410,300			
133	333,500	363,800	385,400	410,700			
134		364,300	385,900	411,200			
135		364,800	386,400	411,700			
136		365,300	386,900	412,200			
137		365,600	387,200	412,600			
138		366,100	387,700				
139		366,600	388,200				
140		367,100	388,700				

141		367,400	389,000							
142		367,900	389,500							
143		368,400	390,000							
144		368,900	390,500							
145		369,200	390,800							
146		369,700	391,300							
147		370,200	391,800							
148		370,700	392,300							
149		371,000	392,600							
150		371,500	393,100							
151		372,000	393,600							
152		372,500	394,100							
153		372,800	394,400							
154		373,300	394,900							
155		373,800	395,400							
156		374,300	395,900							
157		374,600	396,200							
158		375,100								
159		375,600								
160		376,100								
161		376,400								
162		376,900								
163		377,400								
164		377,900								
165		378,200								
再任用 職員	240,600	252,500	256,800	293,100	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200	

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「6,000円(職員に扶養親族でない配偶者があつてはそのうち1人については6,500円、)」を「6,500円(」に、「ない場合にあつては、)」を「ない場合にあつては、」に改める。

第18条第3項中「扶養親族である配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

第18条の2第2項第1号中「100分の10」を「100分の8」に改め、同項第2号中「100分の7」を「100分の5」に改め、同項第3号中「100分の5」を「100分の3」に改める。

第18条の3第1項第1号中「の後」を「以後」に、「あつては、当該異動等の日の前日」を「おける当該改定の日以後の期間に係る地域手当にあつては、当該改定後」に改める。

第23条第1項第3号中「教諭、養護教諭」を「主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭」に改める。

第24条第1項第1号及び第2号中「教頭」の右に「、主幹教諭」を加える。

第29条第2項第1号中「100分の72.5」を「100分の75」に、「100分の92.5」を「100分の95」に改める。

附則に次の5項を加える。

(給料月額の特例)

26 当分の間、職員の給料月額(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年兵庫県条例第10号。以下「平成18年改正条例」という。))附則第8項から第10項まで及び職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成20年兵庫県条例第14号。以下「平成20年改正条例」という。))附則第6項から第8項までの規定により支給される給料の額を含む。以下この項において同じ。)は、第2章(職員の育児休業等に関する条例(平成4年兵庫県条例第6号)第8条の10第1項及び第8条の11第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、平成18年改正条例附則第8項から第10項まで、平成20年改正条例附則第6項から第8項まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年兵庫県条例第62号)第8条の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、教職調整額、給料の調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(1) 次に掲げる職員 100分の7

ア 学長等及び大学教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員(第28条第5項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合(以下「役職加算割合」という。))が100分の20である職員のうち、同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員に限る。)

イ 高等学校教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(役職加算割合が100分の20である職員に限る。)

ウ 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(役職加算割合が100分の20である職員に限る。)

(2) 次に掲げる職員 100分の6

ア 大学教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員(管理職手当を受ける職員(前号アに掲げる職員を除く。))に限る。)

イ 高等学校教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(役職加算割合が100分の15である職員に限る。)

ウ 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(役職加算割合が100分の15である職員に限る。)

(3) 次に掲げる職員 100分の4

ア 大学教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員(第1号ア又は前号アに掲げる職員を除く。)

イ 高等学校教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員

ウ 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員

(4) 次に掲げる職員 100分の3

ア 大学教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員

イ 高等学校教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は2級である職員(役職

加算割合が100分の10である職員に限る。)

ウ 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は2級である職員  
(役職加算割合が100分の10である職員に限る。)

(5) 第28条第5項の規定による期末手当基礎額の加算を受ける職員のうち、前各号に掲げる職員以外の職員 100分の2.8

(6) 前各号に掲げる職員以外の職員 100分の2.5

27 他の職員との均衡上特に調整の必要があると認められる職員に係る前項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に」とあるのは、「次の各号に定める割合のうち他の職員との均衡を考慮して人事委員会規則で」とする。

(管理職手当の特例)

28 管理職手当の月額、当分の間、第20条及び職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年兵庫県条例第59号)附則第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額については、この限りでない。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

29 第28条第5項(第29条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合から、当該割合に100分の50を乗じて得た割合を減じて得た割合」とする。

役職加算割合が100分の20又は100分の15である職員	100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合から、当該割合に100分の50を乗じて得た割合を減じて得た割合
役職加算割合が100分の10である職員	100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合から、当該割合に100分の40を乗じて得た割合を減じて得た割合
役職加算割合が100分の5である職員	100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合から、当該割合に100分の20を乗じて得た割合を減じて得た割合

(期末特別手当の特例)

30 第29条の2第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の20」とあるのは「100分の20から、100分の20に100分の50を乗じて得た割合を減じて得た割合」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合から、当該割合に100分の50を乗じて得た割合を減じて得た割合」とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。



## 別表第1(第8条関係)

## 大学教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	204,600	265,400	317,000	409,100
	2	206,800	268,500	320,500	411,600
	3	209,000	271,600	324,000	414,100
	4	211,200	274,700	327,500	416,600
	5	213,300	277,800	331,100	419,200
	6	215,500	280,600	334,600	421,700
	7	217,700	283,400	338,100	424,200
	8	219,900	286,100	341,600	426,700
	9	222,200	288,900	345,200	429,000
	10	224,600	291,800	348,500	431,500
	11	227,000	294,700	351,800	434,000
	12	229,400	297,600	355,100	436,500
	13	231,700	300,400	358,400	438,800
	14	234,100	303,000	361,000	441,200
	15	236,500	305,600	363,600	443,600
	16	238,900	308,200	366,200	446,000
	17	241,100	310,700	368,900	448,500
	18	244,200	313,500	371,200	450,900
	19	247,300	316,300	373,500	453,300
	20	250,400	319,100	375,800	455,700
	21	253,500	321,700	378,000	458,200
	22	256,600	324,500	380,100	460,600
	23	259,700	327,300	382,200	463,000
	24	262,800	330,100	384,300	465,400
	25	265,800	332,700	386,300	467,900
	26	268,800	335,200	388,200	470,300
	27	271,800	337,700	390,100	472,700
	28	274,800	340,200	392,000	475,100
	29	277,800	342,600	394,000	477,500
	30	280,500	344,800	395,800	479,900
	31	283,200	347,000	397,600	482,300
	32	285,900	349,200	399,400	484,700
	33	288,700	351,500	401,300	487,100
	34	291,600	353,800	403,100	489,400
	35	294,500	356,100	404,900	491,700
	36	297,400	358,400	406,700	494,000

	37	300,300	360,500	408,300	496,300
	38	302,600	362,600	410,000	498,300
	39	304,900	364,700	411,700	500,300
	40	307,200	366,800	413,400	502,300
	41	309,400	368,800	415,100	504,400
	42	310,600	370,700	416,800	506,300
	43	311,800	372,600	418,500	508,200
	44	313,000	374,500	420,200	510,100
	45	314,100	376,500	421,700	512,100
	46	315,300	378,300	423,300	514,000
	47	316,500	380,100	424,900	515,900
	48	317,700	381,900	426,500	517,800
	49	318,700	383,800	428,100	519,800
	50	319,800	385,600	429,400	521,700
	51	320,900	387,400	430,700	523,600
	52	322,000	389,200	432,000	525,500
	53	323,200	390,800	433,200	527,500
	54	324,300	392,400	434,300	529,200
	55	325,400	394,000	435,400	530,900
	56	326,500	395,600	436,500	532,600
	57	327,600	397,000	437,700	534,400
再	58	328,700	398,500	438,800	535,700
任	59	329,800	400,000	439,900	537,000
用	60	330,900	401,500	441,000	538,300
職	61	332,000	402,900	442,100	539,600
員	62	333,100	404,400	443,200	540,600
	63	334,200	405,900	444,300	541,600
	64	335,300	407,400	445,400	542,600
以	65	336,300	408,800	446,400	543,400
外	66	337,400	410,000	447,400	544,300
の	67	338,500	411,200	448,400	545,200
職	68	339,600	412,400	449,400	546,100
員	69	340,600	413,600	450,500	547,000
	70	341,700	414,600	451,500	547,900
	71	342,800	415,600	452,500	548,800
	72	343,900	416,600	453,500	549,700
	73	344,800	417,600	454,600	550,600
	74	345,800	418,500	455,600	551,500
	75	346,800	419,400	456,600	552,400
	76	347,800	420,300	457,600	553,300

77	348,900	421,000	458,600	554,200
78	349,900	421,600	459,300	555,100
79	350,900	422,200	460,000	556,000
80	351,900	422,800	460,700	556,900
81	352,900	423,400	461,500	557,800
82	353,900	424,000	462,200	558,700
83	354,900	424,600	462,900	559,600
84	355,900	425,200	463,600	560,500
85	356,800	425,700	464,100	561,400
86	357,500	426,300	464,800	562,300
87	358,200	426,900	465,500	563,200
88	358,900	427,500	466,200	564,100
89	359,700	428,000	466,700	565,000
90	360,300	428,600	467,400	
91	360,900	429,200	468,100	
92	361,500	429,800	468,800	
93	362,100	430,200	469,300	
94	362,600	430,700	470,000	
95	363,100	431,200	470,700	
96	363,600	431,700	471,400	
97	364,200	432,300	471,900	
98	364,700	432,800	472,600	
99	365,200	433,300	473,300	
100	365,700	433,800	474,000	
101	366,300	434,400	474,500	
102	366,800	434,900	475,200	
103	367,300	435,400	475,900	
104	367,800	435,900	476,600	
105	368,400	436,500	477,100	
106	368,900		477,800	
107	369,400		478,500	
108	369,900		479,200	
109	370,500		479,700	
110	371,000			
111	371,500			
112	372,000			
113	372,600			
114	373,100			
115	373,600			
116	374,100			

	117	374,600			
	118	375,100			
	119	375,600			
	120	376,100			
	121	376,600			
	122	377,100			
	123	377,600			
	124	378,100			
	125	378,600			
	126	379,100			
	127	379,600			
	128	380,100			
	129	380,600			
再任用 職員		287,200	299,500	322,500	409,100

備考 この表は、県立大学に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第2（第8条関係）

## 高等学校教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	266,000	331,500	424,900
	2	150,300	166,500	268,600	333,800	426,800
	3	151,800	168,600	271,200	336,100	428,700
	4	153,300	170,800	273,800	338,400	430,600
	5	154,900	172,800	276,400	340,700	432,500
	6	156,800	175,000	279,000	343,000	434,400
	7	158,600	177,200	281,600	345,300	436,300
	8	160,400	179,400	284,200	347,600	438,200
	9	162,200	181,700	286,700	349,800	440,000
	10	164,300	184,500	289,300	352,000	441,900
	11	166,300	187,200	292,000	354,200	443,800
	12	168,300	189,900	294,700	356,400	445,700
	13	170,300	192,800	297,400	358,600	447,500
	14	172,500	194,500	300,300	360,700	449,400
	15	174,700	196,200	303,200	362,800	451,300
	16	176,900	197,900	306,100	364,900	453,200
	17	179,200	199,700	308,900	366,900	455,000
	18	181,800	201,400	311,600	368,900	456,900
	19	184,300	203,100	314,300	370,900	458,800
	20	186,800	204,800	317,000	372,900	460,700
	21	189,300	206,600	319,600	375,000	462,500
	22	191,000	208,500	321,900	377,000	464,400
	23	192,700	210,400	324,200	379,000	466,300
	24	194,400	212,300	326,500	381,000	468,200
	25	195,900	214,000	328,700	382,900	470,000
	26	197,600	216,000	331,000	384,900	471,700
	27	199,300	218,000	333,300	386,900	473,400
	28	201,000	220,000	335,600	388,900	475,100
	29	202,500	221,900	337,700	390,800	476,900
	30	204,200	224,600	340,000	392,800	478,600
	31	205,900	227,300	342,300	394,800	480,300
	32	207,600	230,000	344,600	396,800	482,000
	33	209,200	232,800	346,700	398,700	483,700
	34	211,000	235,700	348,900	400,500	484,700
	35	212,800	238,600	351,100	402,300	485,700
	36	214,600	241,500	353,300	404,100	486,700
	37	216,300	244,300	355,300	405,700	487,800
	38	218,100	247,100	357,400	407,300	488,800
	39	219,900	249,900	359,500	408,900	489,800
	40	221,700	252,700	361,600	410,500	490,800
	41	223,600	255,500	363,800	412,200	491,900
	42	225,400	258,100	365,900	413,800	492,900
	43	227,200	260,700	368,000	415,400	493,900
	44	229,000	263,300	370,100	417,000	494,900
	45	230,900	265,900	372,000	418,700	496,000
	46	232,600	268,500	373,800	420,300	497,000
	47	234,300	271,100	375,600	421,900	498,000
	48	236,000	273,700	377,400	423,500	499,000

	49	237,600	276,300	379,200	425,200	500,100
	50	239,300	278,900	380,800	426,800	501,100
	51	241,000	281,500	382,400	428,400	502,100
	52	242,700	284,100	384,000	430,000	503,100
	53	244,300	286,600	385,700	431,700	504,200
	54	246,000	289,200	387,400	433,300	505,200
	55	247,700	291,700	389,100	434,900	506,200
	56	249,400	294,200	390,800	436,500	507,200
	57	251,000	296,500	392,600	438,200	508,300
	58	252,600	299,200	394,200	439,800	
	59	254,200	301,900	395,800	441,400	
	60	255,800	304,600	397,400	443,000	
	61	257,400	307,100	399,100	444,700	
	62	259,000	309,600	400,700	446,300	
	63	260,600	312,100	402,300	447,900	
	64	262,100	314,600	403,900	449,500	
	65	263,600	317,000	405,300	451,200	
	66	265,300	319,200	406,600	452,800	
	67	267,000	321,400	407,900	454,400	
	68	268,700	323,600	409,200	456,000	
	69	270,200	325,900	410,500	457,600	
	70	271,700	328,100	411,800	459,200	
	71	273,200	330,300	413,100	460,800	
	72	274,700	332,500	414,400	462,400	
	73	276,000	334,700	415,500	463,900	
	74	277,400	336,900	416,700	464,900	
	75	278,800	339,100	417,900	465,900	
	76	280,200	341,300	419,100	466,900	
	77	281,600	343,500	420,200	467,700	
	78	282,800	345,700	421,200	468,700	
	79	284,000	347,900	422,200	469,700	
	80	285,200	350,100	423,200	470,700	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	81	286,500	352,100	424,300	471,500	
	82	287,700	354,200	425,200	472,500	
	83	288,900	356,300	426,100	473,500	
	84	290,100	358,400	427,000	474,500	
	85	291,400	360,400	427,700	475,300	
	86	292,600	362,400	428,600	476,300	
	87	293,800	364,400	429,500	477,300	
	88	295,000	366,400	430,400	478,300	
	89	296,200	368,400	431,200	479,100	
	90	297,400	370,100	431,800	480,100	
	91	298,600	371,800	432,400	481,100	
	92	299,800	373,500	433,000	482,100	
	93	300,800	375,200	433,400	482,900	
	94	302,000	376,700	434,000		
	95	303,200	378,200	434,600		
	96	304,400	379,700	435,200		
	97	305,400	381,200	435,600		
	98	306,500	382,700	436,100		
	99	307,600	384,200	436,600		
	100	308,700	385,700	437,100		

101	309,600	387,200	437,700
102	310,700	388,600	438,200
103	311,800	390,000	438,700
104	312,900	391,400	439,200
105	313,800	392,900	439,800
106	314,700	394,200	440,300
107	315,600	395,500	440,800
108	316,500	396,800	441,300
109	317,500	398,200	441,900
110	318,100	399,300	442,400
111	318,700	400,400	442,900
112	319,300	401,500	443,400
113	320,000	402,600	444,000
114	320,500	403,700	444,500
115	321,000	404,800	445,000
116	321,500	405,900	445,500
117	322,100	406,800	446,100
118	322,600	407,800	446,600
119	323,100	408,800	447,100
120	323,600	409,800	447,600
121	324,200	410,700	448,200
122	324,700	411,600	
123	325,200	412,500	
124	325,700	413,400	
125	326,300	414,100	
126	326,700	414,900	
127	327,100	415,700	
128	327,500	416,500	
129	327,800	417,300	
130	328,200	418,100	
131	328,600	418,900	
132	329,000	419,700	
133	329,200	420,500	
134	329,500	421,000	
135	329,800	421,500	
136	330,100	422,000	
137	330,500	422,400	
138	330,800	422,900	
139	331,100	423,400	
140	331,400	423,900	
141	331,700	424,300	
142	332,000	424,800	
143	332,300	425,300	
144	332,600	425,800	
145	332,900	426,200	
146	333,200	426,700	
147	333,500	427,200	
148	333,800	427,700	
149	334,000	428,100	
150	334,300	428,600	
151	334,600	429,100	
152	334,900	429,600	

153	335,100	430,000			
154	335,400	430,500			
155	335,700	431,000			
156	336,000	431,500			
157	336,200	431,900			
158	336,500	432,400			
159	336,800	432,900			
160	337,100	433,400			
161	337,300	433,800			
162	337,600	434,300			
163	337,900	434,800			
164	338,200	435,300			
165	338,400	435,700			
166	338,700	436,200			
167	339,000	436,700			
168	339,300	437,200			
169	339,500	437,600			
再任用 職員	235,300	279,400	307,100	338,200	424,900

備考 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。



## 別表第3（第8条関係）

## 中学校・小学校教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	148,800	164,400	266,000	286,300	414,500
	2	150,300	166,500	268,600	289,400	416,100
	3	151,800	168,600	271,200	292,500	417,700
	4	153,300	170,800	273,800	295,600	419,300
	5	154,900	172,800	276,400	298,400	421,000
	6	156,800	175,000	279,000	301,500	422,600
	7	158,600	177,200	281,600	304,600	424,200
	8	160,400	179,400	284,200	307,700	425,800
	9	162,200	181,700	286,700	310,700	427,300
	10	164,300	184,500	289,300	313,600	428,700
	11	166,300	187,200	292,000	316,500	430,100
	12	168,300	189,900	294,700	319,400	431,500
	13	170,300	192,800	297,400	322,300	432,900
	14	172,500	194,500	300,300	324,600	434,300
	15	174,700	196,200	303,200	326,900	435,700
	16	176,900	197,900	306,100	329,200	437,100
	17	179,200	199,700	308,900	331,500	438,400
	18	181,800	201,400	311,600	333,800	439,800
	19	184,300	203,100	314,300	336,100	441,200
	20	186,800	204,800	317,000	338,400	442,600
	21	189,300	206,600	319,700	340,700	443,900
	22	191,000	208,500	322,000	343,000	445,300
	23	192,700	210,400	324,300	345,300	446,700
	24	194,400	212,300	326,600	347,600	448,100
	25	195,900	214,000	328,700	349,800	449,400
	26	197,500	216,000	331,000	351,700	450,700
	27	199,100	218,000	333,300	353,600	452,000
	28	200,700	220,000	335,600	355,500	453,300
	29	202,400	221,900	337,700	357,400	454,600
	30	204,100	224,600	339,900	359,300	455,800
	31	205,800	227,300	342,100	361,200	457,000
	32	207,500	230,000	344,300	363,100	458,200
	33	209,000	232,800	346,500	364,900	459,400
	34	210,700	235,700	348,400	366,700	460,300
	35	212,400	238,600	350,300	368,500	461,200
	36	214,100	241,500	352,200	370,300	462,100
	37	215,700	244,300	354,000	372,200	463,000
	38	217,400	247,100	355,800	373,800	463,900
	39	219,100	249,900	357,600	375,400	464,800
	40	220,800	252,700	359,400	377,000	465,700
	41	222,600	255,500	361,300	378,700	466,600
	42	224,400	258,100	363,100	380,300	467,500
	43	226,200	260,700	364,900	381,900	468,400
	44	228,000	263,300	366,700	383,500	469,300
	45	229,900	265,900	368,300	385,100	470,200
	46	231,600	268,500	369,800	386,700	471,100
	47	233,300	271,100	371,300	388,300	472,000
	48	235,000	273,700	372,800	389,900	472,900

	49	236,700	276,300	374,400	391,400	473,800
	50	238,400	278,900	375,900	392,900	474,700
	51	240,100	281,500	377,400	394,400	475,600
	52	241,800	284,100	378,900	395,900	476,500
	53	243,300	286,600	380,200	397,500	477,400
	54	245,000	289,200	381,600	398,900	478,300
	55	246,700	291,700	383,000	400,300	479,200
	56	248,400	294,200	384,400	401,700	480,100
	57	250,000	296,500	385,600	403,200	481,000
	58	251,500	299,200	386,900	404,600	
	59	253,000	301,900	388,200	406,000	
	60	254,500	304,600	389,500	407,400	
	61	256,100	307,100	390,700	408,700	
	62	257,600	309,600	391,900	410,100	
	63	259,100	312,100	393,100	411,500	
	64	260,500	314,600	394,300	412,900	
	65	261,800	317,000	395,500	414,100	
	66	263,400	319,200	396,700	415,300	
	67	265,000	321,400	397,900	416,500	
	68	266,600	323,600	399,100	417,700	
	69	268,300	325,900	400,100	418,800	
	70	269,800	328,100	401,200	420,000	
	71	271,300	330,300	402,300	421,200	
	72	272,800	332,500	403,400	422,400	
	73	274,100	334,700	404,600	423,400	
	74	275,400	336,900	405,600	424,200	
	75	276,700	339,100	406,600	425,000	
	76	278,000	341,300	407,600	425,800	
	77	279,400	343,300	408,600	426,700	
	78	280,600	345,200	409,600	427,500	
	79	281,800	347,100	410,600	428,300	
	80	283,000	349,000	411,600	429,100	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	81	284,300	350,800	412,400	429,900	
	82	285,500	352,600	413,200	430,600	
	83	286,700	354,400	414,000	431,300	
	84	287,900	356,200	414,800	432,000	
	85	289,000	357,900	415,500	432,700	
	86	290,000	359,600	416,200	433,400	
	87	291,000	361,300	416,900	434,100	
	88	292,000	363,000	417,600	434,800	
	89	293,100	364,700	418,400	435,500	
	90	294,000	366,100	419,000	436,200	
	91	294,900	367,500	419,600	436,900	
	92	295,800	368,900	420,200	437,600	
	93	296,500	370,400	420,900	438,100	
	94	297,300	371,700	421,500	438,800	
	95	298,100	373,000	422,100	439,500	
	96	298,900	374,300	422,700	440,200	
	97	299,800	375,700	423,400	440,700	
	98	300,600	376,800	424,000	441,400	
	99	301,400	377,900	424,600	442,100	
	100	302,200	379,000	425,200	442,800	
	101	303,100	380,200	425,800	443,300	
	102	303,600	381,300	426,400	444,000	
	103	304,100	382,400	427,000	444,700	
	104	304,600	383,500	427,600	445,400	

105	305,100	384,500	428,200	445,900
106	305,500	385,500	428,800	446,600
107	305,900	386,500	429,400	447,300
108	306,300	387,500	430,000	448,000
109	306,500	388,400	430,600	448,500
110	306,900	389,400	431,200	449,200
111	307,300	390,400	431,800	449,900
112	307,700	391,400	432,400	450,600
113	307,900	392,200	433,000	451,100
114		393,100	433,600	
115		394,000	434,200	
116		394,900	434,800	
117		395,900	435,400	
118		396,700	436,000	
119		397,500	436,600	
120		398,300	437,200	
121		399,100	437,800	
122		399,900	438,400	
123		400,700	439,000	
124		401,500	439,600	
125		402,200	440,200	
126		402,900		
127		403,600		
128		404,300		
129		405,100		
130		405,800		
131		406,500		
132		407,200		
133		407,700		
134		408,300		
135		408,900		
136		409,500		
137		409,900		
138		410,500		
139		411,100		
140		411,700		
141		412,100		
142		412,700		
143		413,300		
144		413,900		
145		414,300		
146		414,900		
147		415,500		
148		416,100		
149		416,500		
150		417,100		
151		417,700		
152		418,300		
153		418,700		
154		419,300		
155		419,900		
156		420,500		
157		420,900		
158		421,500		
159		422,100		
160		422,700		

	161		423,100			
	162		423,700			
	163		424,300			
	164		424,900			
	165		425,300			
	166		425,900			
	167		426,500			
	168		427,100			
	169		427,500			
	170		428,100			
	171		428,700			
	172		429,300			
	173		429,700			
再任用 職員		226,400	276,000	303,700	331,300	414,600

- 備考 1 この表は、中学校、小学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項及び第5条第1項中「教頭」の右に「、主幹教諭」を加える。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条第70号の3中「大規模小売店舗立地審議会」を「大規模小売店舗等立地審議会」に改める。

附則に次の1項を加える。

(報酬の額の特例)

7 当分の間、別表第1の規定にかかわらず、月額で支給する委員会の委員等の報酬の額は、同表に規定する額から、当該額に100分の10(監査委員(議会の議員の中から選任された委員に限る。)の報酬の額にあつては、100分の25)を乗じて得た額を減じて得た額とし、日額で支給する委員会の委員等の報酬の額は、同表に規定する額から、当該額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

別表第1大規模小売店舗立地審議会の項中「大規模小売店舗立地審議会」を「大規模小売店舗等立地審議会」に改める。

別表第2大規模小売店舗立地審議会の委員及び専門委員の項中「大規模小売店舗立地審議会」を「大規模小売店舗等立地審議会」に改める。

(公立学校教職員のへき地手当等に関する条例の一部改正)

第5条 公立学校教職員のへき地手当等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(へき地手当及び地域手当の調整)

第3条の2 教育職員条例第18条の2の規定による地域手当が支給される地域に所在するへき地学校又は準へき地学校に勤務する職員には、同条の規定による地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。

附則第6項を削る。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第6条 教育長の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第49号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「平成19年」を「平成20年」に改め、附則に次の2項を加える。

(給料月額の特例)

11 平成20年4月分から平成21年3月分までの教育長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額からその額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、地域手当の月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(期末手当の特例)

12 平成20年6月及び12月に支給する教育長の期末手当に係る第3条及び附則第10項の規定の適用については、第3条中「100分の20」とあるのは「100分の20から100分の20に3分の2を乗じて得た割合を減じて得た割合」と、「100分の25」とあるのは「100分の25から100分の25に3分の2を乗じて得た割合を減じて得た割合」と、附則第10項中「第3条」とあるのは「第3条及び附則第12項」と、「同条の」とあるのは「これらの」とする。

(特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「平成19年」を「平成20年」に改め、附則に次の3項を加える。

(給料月額の特例)

13 平成20年4月分から平成21年3月分までの特別職に属する常勤の職員の給料月額は、別表第1の規定にかかわらず、同表に規定する額からこれらの額に、知事にあつては100分の20、副知事にあつては100分の15、公営企業及び病院事業の管理者にあつては100分の10、その他の特別職に属する常勤の職員(職員の給与等に関する条例等)の一部を改正する条例(平成18年兵庫県条例第10号)附則第18項の規定によりなお従

前の例によることとされた職員を含む。以下同じ。)にあつては100分の7をそれぞれ乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第3条第2項及び第5項、第4条第2項並びに第5条の規定の適用については、この限りでない。

( 期末手当の特例 )

- 14 平成20年6月及び12月に支給する特別職に属する常勤の職員の期末手当に係る第3条第5項及び附則第12項の規定の適用については、第3条第5項中「100分の20」とあるのは「100分の20から100分の20に3分の2を乗じて得た割合を減じて得た割合」と、「100分の25」とあるのは「100分の25から100分の25に3分の2を乗じて得た割合を減じて得た割合」と、附則第12項中「第3条第4項」とあるのは「第3条第4項及び附則第14項」と、「第7項」とあるのは「第7項並びに附則第14項」とする。

( 退職手当の特例 )

- 15 知事等の退職手当の額に係る第4条第2項及び附則第11項の規定の適用については、当分の間、第4条第2項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の60」とあるのは「100分の50」と、附則第11項中「第4条第2項」とあるのは「第4条第2項及び附則第15項」と、「同項の」とあるのは「これらの」とする。

( 土地収用法によるあつせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 )

第8条 土地収用法によるあつせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第62号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

( 報酬の額の特例 )

- 3 当分の間、あつせん委員及び仲裁委員の報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、当該額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

( 職員の特勤手当等に関する条例の一部改正 )

第9条 職員の特勤手当等に関する条例(昭和46年兵庫県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

( 特勤手当及び地域手当の調整 )

第3条の2 職員の給与等に関する条例第16条の2の規定による地域手当が支給される地域に所在する特勤事務所等に勤務する職員には、同条の規定による地域手当の額の限度において、特勤手当は支給しない。

附則第11項を削る。

( 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正 )

第10条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年兵庫県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中「329,000」を「330,000」に改める。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の180」に改める。

附則に次の1項を加える。

( 給料月額の特例 )

3 当分の間、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の給料月額(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年兵庫県条例第10号。以下「平成18年改正条例」という。)附則第8項から第10項までの規定により支給される給料の額を含む。以下この項において同じ。)は、第5条及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 第1号任期付研究員のうち、第5条第4項の規定の適用を受ける職員及びその号給が6号給又は5号給である職員 100分の7
- (2) 第1号任期付研究員のうち、その号給が4号給又は3号給である職員 100分の6
- (3) 第1号任期付研究員のうち、その号給が2号給又は1号給である職員 100分の4
- (4) 第2号任期付研究員 100分の2.8

( 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 )

第11条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年兵庫県条例第62号)の一部を次のように改正す

る。

第9条第2項及び第10条第2項中「100分の175」を「100分の180」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給料月額の特例)

4 当分の間、特定任期付職員の給料月額は、第7条の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、教職調整額、給料の調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(1) 第7条第1項の規定により読み替えて準用する一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)第7条第3項の規定の適用を受ける特定任期付職員及びその号給が5号給以上である特定任期付職員 100分の7

(2) その号給が4号給以下である特定任期付職員 100分の3

(兵庫県市町合併審議会条例の一部改正)

第12条 兵庫県市町合併審議会条例(平成17年兵庫県条例第65号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(報酬の額の特例)

4 当分の間、委員の報酬の額は、第6条の規定にかかわらず、同条第1号又は第2号に規定する額から、当該額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の職員の給与等に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)別表第4又は別表第5の給料表の適用を受けていた職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に応じて人事委員会規則で定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において改正前の給与条例別表第1から別表第5までの給料表又は第2条の規定による改正前の公立学校教育職員等の給与に関する条例(以下「改正前の教育職員条例」という。)別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級及び施行日の前日においてその者が受けていた号給(人事委員会が定める職員にあっては、人事委員会の定める号給)に応じて人事委員会規則で定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例又は改正前の教育職員条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料に関する経過措置)

6 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額(職員の給与等に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第27項又は公立学校教育職員等の給与に関する条例(以下「教育職員条例」という。)附則第26項の規定の適用がないものとした場合における給料月額をいう。)が同日において受けていた給料月額(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年兵庫県条例第10号)附則第8項から第10項までの規定により給料として支給される額を含む。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

7 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則

の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年兵庫県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。
  - (1) 給与条例第17条の3第2項、第18条の2第2項及び第25条第5項（給与条例第26条第4項において準用する場合を含む。）
  - (2) 教育職員条例第13条の3、第14条、第20条、第28条第5項（教育職員条例第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第29条の2第4項
  - (3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
  - (4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第3項（地域手当に関する経過措置）
- 10 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第16条の3の規定の適用については、同条中「100分の15」とあるのは、「100分の13」とする。

職員の育児休業及び部分休業に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第15号

職員の育児休業及び部分休業に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の育児休業及び部分休業に関する条例の一部改正）

第1条 職員の育児休業及び部分休業に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の育児休業等に関する条例

目次中 「第2章 育児休業及び育児部分休業（第1条の2 - 第10条）

第3章 修学部分休業及び高齢者部分休業（第11条 - 第18条）

第4章 雑則（第19条）

「第2章 育児休業、育児短時

第3章 自己啓発等休業 第

第4章 修学部分休業及び高

第5章 雑則（第19条）

間勤務及び育児部分休業（第1条の2 - 第10条）

10条の2 - 第10条の13）

高齢者部分休業（第11条 - 第18条）

に改める。

第1条中「、第6条の2及び第9条第1項」を「（育児法第12条において準用する場合を含む。）第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項（育児法第11条第2項において準用する場合を含む。）第14条及び第15条（これらの規定を育児法第17条において準用する場合を含む。）第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項」に、「並びに第26条の3」を「、第26条の3並びに第26条の5第1項、第5項及び第6項」に、「育児休業及び部分休業」を「育児休業等」に改める。

「第2章 育児休業及び育児部分休業」を「第2章 育児休業、育児短時間勤務及び育児部分休業」に改める。

第2条第6号中「ほか、」の右に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第3条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第5条中「育児休業に係る子を職員」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員」に改める。

第5条の2の見出しを「（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）」に改める。



第7条の見出しを「(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)」に改め、同条中「には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する」を「において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た」に改め、「をいう」の右に「。以下同じ」を加える。

第8条に見出しとして「(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)」を付し、同条の次に次の11条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第8条の2 育休法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (4) 育児短時間勤務(育休法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育休法その他の法律により育児休業をしている職員
- (5) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了後1年以内に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条の3 育休法第10条第1項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第8条の6第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養育縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第8条の6第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(条例で定める育児短時間勤務の形態)

第8条の4 育休法第10条第1項第5号に規定する条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。)第5条第1項の規定の適用を受ける職員に係る次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限り、第3号に掲げる勤務の形態にあっては、船舶に乗り組む職員に係るものに限る。)とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。
- (3) 52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように、かつ、毎4週間につき1週間当たりの勤務時間が42時間を超えないように勤務すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める勤務の形態

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第8条の5 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第8条の6 育休法第12条において準用する育休法第5条第2項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情)

第8条の7 育休法第17条に規定する条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育休法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第8条の8 任命権者は、育休法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第8条の9 任命権者は、短時間勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該短時間勤務職員の同意を得なければならない。

(育児短時間勤務職員等の給与の特例)

第8条の10 育休法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員(育休法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての県職員給与条例及び教育職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこれらの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

県職員給与条例第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項並びに教育職員給与条例第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
教育職員給与条例第13条	決定する	決定した額に、算出率を乗じて得た額とする
県職員給与条例第12条の3第1項及び教育職員給与条例第13条の2第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
県職員給与条例第17条第2項第2号及び教育職員給与条例第19条第2項第2号	地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)
県職員給与条例第22条第2項	とする	とする。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規

		の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、当該勤務時間1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
県職員給与条例第25条第4項及び教育職員給与条例第28条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
県職員給与条例第25条第5項及び第26条第3項並びに教育職員給与条例第28条第5項及び第29条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
県職員給与条例第25条第5項並びに教育職員給与条例第28条第5項及び第29条の2第4項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額

2 育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第43号)、公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第19号)及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第50号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこれらの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

職員の特殊勤務手当に関する条例第32条の4、公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例第9条の4及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例第2条の2	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)
	第3条第3項又は第4項	第3条第2項

(短時間勤務職員の給与の特例)

第8条の11 短時間勤務職員についての県職員給与条例及び教育職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこれらの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

県職員給与条例第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項並びに教育職員給与条例第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
県職員給与条例第12条の3第1項及び教育職員給与条例第13条の2第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
県職員給与条例第27条の2及び教育職員給与条例第30条の3	再任用職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項に規定する短時間勤務職員

2 短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例第32条の4、公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例第9条の4及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例第2条の2の規定の適用については、これらの規定中「第3条第3項又は第4項」とあるのは、「第3条第4項」とする。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第8条の12 県職員退職手当条例第7条の3第1項及び第9条第4項又は学校職員退職手当条例第7条の3第1項及び第8条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務(育休法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。)をした期間は、これらの規定による現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての県職員退職手当条例第9条第4項又は学校職員退職手当条例第8条第4項の規定の適用については、これらの規定中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の県職員退職手当条例又は学校職員退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

第9条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第3号中「育児部分休業をしよう」を「職員が育児部分休業により養育しよう」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同条中同号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務又は育休法第17条の規定による短時間勤務をしている職員  
第10条を次のように改める。

(育児部分休業の承認等)

第10条 育休法第19条第1項の規定による承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年兵庫県人事委員会規則第4号)第17条第8号に掲げる特別休暇を承認されている職員に対する育休法第19条第1項の規定による承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の期間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 第5条の規定は、育児部分休業について準用する。

「第4章 補則」を「第4章 雑則」に改める。

第4章を第5章とする。

第12条第2項中「(昭和22年法律第26号)」を削り、「第82条の2」を「第124条」に改める。

第13条第1項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)」を「勤務時間条例」に改め、「(昭和35年兵庫県条例第43号)」を削る。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 自己啓発等休業

(職員の定義)

第10条の2 この章において「職員」とは、第1条の2に規定する職員(臨時的に任用される者その他の法律により任期を定めて任用される者及び非常勤職員を除く。)をいう。

(自己啓発等休業の承認)

第10条の3 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が大学等課程の履修(地公法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。)又は国際貢献活動(同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。)のための休業(以下「自己啓発等休業」という。)をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第10条の4 地公法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあっては2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、3年)、国際貢献活動のための休業にあっては3年とする。

(大学等教育施設)

第10条の5 地公法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科（以下「専攻科」という。）及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学（当該短期大学に置かれる専攻科を含む。）
- (3) 学校教育法第124条に規定する専修学校であって、同法第125条に規定する専門課程を置くもの（自己啓発等休業をしようとする職員が当該専門課程を履修する場合に限る。）
- (4) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- (6) 前各号に掲げる教育施設に準ずる教育施設として、任命権者が人事委員会の承認を得て定める教育施設

（奉仕活動）

第10条の6 地公法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

（自己啓発等休業の承認の申請）

第10条の7 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第10条の8 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第10条の4に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第10条の3の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第10条の9 地公法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

（報告等）

第10条の10 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第10条の11 第10条の3に規定する承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与は支給しない。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条の12 自己啓発等休業をした職員(企業職員及び単純労務職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第10条の13 県職員退職手当条例第7条の3第1項及び第9条第4項又は学校職員退職手当条例第7条の3第1項及び第8条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、これらの規定による現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての県職員退職手当条例第9条第4項又は学校職員退職手当条例第8条第4項の規定の適用については、これらの規定中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けて現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数)」とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「若しくは第2項」の右に「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項」を加える。

(公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 公立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「若しくは第2項」の右に「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項」を加える。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。

第4条第1項ただし書中「任命権者は」の右に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜日に加えて」に、「おいて、」を「おいて」に改め、同条第2項ただし書中「ただし」の右に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第5条第2項本文中「(短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日」を「の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日)」に改め、同項ただし書中「必要」の右に「(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)」を、「8日(」の右に「育児短時間勤務職員等及び」を、「割合で週休日」の右に「(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上)の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)」を加える。

第9条第1項中「短時間勤務職員にあっては、第3条第2項又は第3項の規定に基づき定める時間」を「育児短時間勤務職員等にあっては第3条第2項の規定に基づき定める時間、再任用短時間勤務職員にあっては同条第3項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあっては同条第4項の規定に基づき定める時間」に改める。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第10条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第15条第1項第1号中「20日(」の右に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年兵庫県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第5条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育休法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(育休法第17条の規定による短時間勤務を含む。)をしている第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の給料月額、第3項の規定により決定したその者の受ける号給に応じた額又は前項の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条第1項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に改め、同条第2項中「5日間」の右に「(当該第1号任期付研究員が育休法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下この項において「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育休法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。)である場合にあっては、勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日以外の日)」を加え、「の勤務時間を」を「の勤務時間(育児短時間勤務職員等については、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(育休法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容)に従った勤務時間)を」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年兵庫県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第3号中「)第9条第1項」を「。以下「育休法」という。)第19条第1項」に改める。

第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 育休法第10条第1項に規定する育児短時間勤務(育休法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務等」という。)をしている特定任期付職員の給料月額は、第1項の規定により準用する任期付職員法第7条第3項の規定による給料月額又は前項の規定により決定したその者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

第8条第2項中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 育児短時間勤務等をしている任期付職員のうち、第1項の規定の適用を受ける者の給料月額、同項の規定により決定したその者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

(職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

第7条 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例(平成19年兵庫県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第68条の2第4項第2号」を「第104条第4項第2号」に改める。

第3条第3項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年兵庫県条例第6号)第10条の3の規定による休業をした期間

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の育児休業及び部分休業に関する条例第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第44号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成19年8月1日。以下「改正法の施行日」という。)以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が改正法の施行日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

3 改正法の施行の際現に育児休業をしている職員が改正法の施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第7条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下(当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1)」とする。

(公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第19号)の一部を次のように改正する。第9条の4中「第3条第2項又は第3項」を「第3条第3項又は第4項」に改める。

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

5 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

6 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第32条の4中「第3条第2項又は第3項」を「第3条第3項又は第4項」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

7 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第13条の2第2項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

8 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第3条第2項又は第3項」を「第3条第3項又は第4項」に改める。

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第16号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第1条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2健康福祉事務所使用料及び手数料の款食品検査料の項中「3,800円」を「4,500円」に改め、同表健康環境科学研究センター使用料及び手数料の款温泉分析試験料の項中「95,000円」を「123,200円」に改め、



同款理化学的検査料の項中「29,000円」を「38,600円」に改め、同款生物学的検査料の項中「35,000円」を「44,900円」に改め、同款毒性試験検査料の項中「48,000円」を「51,700円」に改め、同表家畜保健衛生所手数料の款中

「

家畜衛生に関する諸証明手数料	1通につき 400円
----------------	------------

」

を

「

細菌検査料	1件につき 3,700円
抗原・抗体検査料	1件につき 2,400円
寄生虫検査料	1件につき 1,300円
家畜衛生に関する諸証明手数料	1通につき 400円

」

に改める。

別表第4の9の部金額の欄中「3,000円」を「5,000円」に改め、同表10の部(1)の款中「保健師助産師看護師法」の右に「(以下この部において「法」という。)」を加え、同部に次のように加える。

(9) 准看護師再教育研修修了登録申請手数料	法第15条の2第4項の規定に基づく准看護師再教育研修を修了した旨の准看護師籍への登録の申請に対する審査	4,100円
(10) 准看護師再教育研修修了登録証書換え交付手数料	法第15条の2第5項及び第16条の規定に基づく准看護師に係る再教育研修修了登録証の書換え交付	3,400円
(11) 准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料	法第15条の2第5項及び第16条の規定に基づく准看護師に係る再教育研修修了登録証の再交付	4,100円

別表第4の13の部中(6)の款を(8)の款とし、(5)の款を(7)の款とし、(4)の款を(6)の款とし、(3)の款の次に次のように加える。

(4) 教育職員普通免許状新教育領域追加手数料	法第5条の2第3項の規定に基づく普通免許状の新教育領域の追加の定め	3,300円
(5) 教育職員臨時免許状新教育領域追加手数料	法第5条の2第3項の規定に基づく臨時免許状の新教育領域の追加の定め	1,700円

別表第4の14の部を次のように改める。

名称	事務の区分	金額
(1) 死体検案手数料	死体解剖保存法(以下この部において「法」という。)第8条第1項の規定に基づく監察医のする死体の検案	10,000円
(2) 死体保存許可手数料	法第19条第1項の規定に基づく死体の保存の許可	3,400円

別表第4の37の部(1)の款中「第31条の2第2項第14号八」を「第31条の2第2項第15号八」に、「第62条の3第4項第14号八」を「第62条の3第4項第15号八」に改め、同部(2)の款中「第31条の2第2項第15号二」を「第31条の2第2項第16号二」に、「第62条の3第4項第15号二」を「第62条の3第4項第16号二」に改め、同部(5)の款中「第20条の2第11項」を「第20条の2第13項」に、「第38条の4第20項」を「第38条の4第22項」に改め、同表42の部中(48)の款を(52)の款とし、(36)の款から(47)の款までを(40)の款から(51)の款までとし、(35)の款の次に次のように加える。

(36) 登録販売者試験手数料	法第36条の4第1項の規定に基づく登録販売者試験の実施	13,000円
(37) 販売従事登録申請手数料	法第36条の4第2項の規定に基づく販売従事登録の申請に対する審査	7,100円
(38) 販売従事登録証書換え交付手数料	省令第159条の11第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付	2,000円
(39) 販売従事登録証再交付手数料	省令第159条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付	2,900円

(兵庫県立西はりま天文台公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立西はりま天文台公園の設置及び管理に関する条例(平成2年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

区分		基準額	備考
家族用 宿泊棟	宿泊に利用する場合	1室1泊につき 8,400円	1 「1泊」とは、16時から翌日の10時までの間の利用(21時から翌日の9時までの間の利用を伴うものに限る。)をいう。 2 家族用宿泊棟の「1回」とは、9時から21時までの間の利用をいう。 3 家族用宿泊棟を金曜日及び土曜日以外の日(翌日が休日でない日)に限る。)に宿泊に利用する場合は、左欄に掲げる額の範囲内で規則で定める額とする。 4 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。 5 観測小屋の「1回」とは、17時から翌日の9時までの間の利用をいう。
	宿泊以外の目的に利用する場合	1室1回につき 2,300円の範囲内で規則で定める額	
観測小屋	1棟1回につき 1,400円		

(兵庫県立都市公園条例の一部改正)

第3条 兵庫県立都市公園条例(昭和39年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の部駐車場の款中「500円」の右に「。ただし、1時間までは無料とし、5時間を超えるときは1時間につき100円を加算した額(その額が1,000円を超えるときは、1,000円)とする。」を加える。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第4の37の部(1)の款、(2)の款及び(5)の款の改正規定は、公布の日から施行する。

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第17号

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第116条第1項の規定により設置する後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)の管理、処分及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(拋出率)

第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号。以下「政令」という。)第19条第1項に規定する条例で定める割合は、10,000分の9とする。

(拠出金)

第3条 知事は、政令第19条第1項に規定する拠出金(以下「拠出金」という。)の額を算定したときは、兵庫県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に対してその額、納期限その他必要な事項を通知するものとする。

2 広域連合は、前項の納期限後に拠出金を納付するときは、当該拠出金の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实有利な方法により保管するものとする。

(処分)

第5条 基金は、政令第13条第1項に規定する基金事業交付金の交付及び政令第14条第1項に規定する基金事業貸付金(以下「貸付金」という。)の貸付けの財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(貸付金の償還)

第6条 貸付金の貸付けを受けた広域連合(以下「借入広域連合」という。)は、当該貸付けが行われた特定期間(法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。)の貸付金の総額を、当該特定期間の次の特定期間の各年度ごとにその総額の2分の1ずつ償還するものとする。

2 借入広域連合は、政令第14条第4項に規定する償還期限(以下「償還期限」という。)後に貸付金を償還するときは、当該償還すべき金額に、その償還期限の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

(繰上償還)

第7条 知事は、借入広域連合が知事の定める貸付条件に従わなかったときは、前条第1項の規定にかかわらず、借入広域連合に対し、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

2 借入広域連合は、前条第1項の規定にかかわらず、その申出により貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

(補則)

第8条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第18号

兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和39年兵庫県条例第84号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

2 職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2 4を削る。

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第19号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表39の部に次のように加える。

- (3) 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この部において「省令」という。）の規定により知事に提出される書類の受理又は省令の規定により知事が作成する書類の交付に関する事務であって別に規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

長寿祝金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第20号

長寿祝金条例を廃止する条例

長寿祝金条例（昭和48年兵庫県条例第21号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表90の部及び91の部を次のように改める。

90及び91 削除

兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例及び兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第21号

兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例及び兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例（昭和44年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表リハビリテーションセンターの項中5を6とし、4を5とし、同項3中「を主とした」を「のための医療、小児医療その他の」に改め、同項中3を4とし、2の次に次のように加える。

- 3 肢体不自由児療護施設として、病院に収容することを要しない肢体不自由児で家庭における養育が困難なものを入所させて、独立自活に必要な知識技能を与えること。

第4条第1項中「及び同欄2」を「、同欄2」に改め、「身体障害者授産施設」の右に「及び同欄3に規定する肢体不自由児療護施設」を加え、「又は第2項」を「若しくは第2項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前条第1項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄3」を「前条第1項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄4」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 県は、児童福祉法第7条第6項に規定する肢体不自由児施設支援に係る前条第1項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄3に規定する肢体不自由児療護施設（以下この項において「施設」という。）の利用につき、施設の利用者（同法第27条第1項第3号の措置に係る者を除く。）から、同法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該肢体不自由児施設支援に要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該肢体不自由児施設支

援に要した費用の額)の使用料を徴収する。

第7条第1項中「第3条第1項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄3」を「第3条第1項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄4」に改める。

(兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「)は」の右に「、別に条例で定めるもののほか」を加える。

第3条を削り、第3条の2を第3条とする。

第6条第2項を削り、同条第3項中「第3条の2」を「第3条」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

別表第1肢体不自由児施設の部を削る。

別表第2兵庫県立のじぎく療育センター使用料及び手数料の款を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(兵庫県病院事業等職員定数条例の一部改正)

2 兵庫県病院事業等職員定数条例(昭和35年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫県病院事業職員定数条例

第1条中「兵庫県立のじぎく療育センターに常時勤務する者を含み、」を削り、「5,065人」を「4,935人」に改める。

第2条中「(兵庫県立のじぎく療育センターに常時勤務する者に係る定数の配分にあつては、知事)」を削る。

(兵庫県職員定数条例の一部改正)

3 兵庫県職員定数条例(昭和35年兵庫県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「兵庫県病院事業等職員定数条例」を「兵庫県病院事業職員定数条例」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第18号から第18号の3までを次のように改める。

(18)から(18)の3まで 削除

第7条第1項中「第11号及び第12号に掲げる業務にあつては兵庫県立のじぎく療育センターに勤務する職員のうち知事が指定するもの、第13号」を「第11号」に、「兵庫県立明石学園」を「、兵庫県立明石学園」に改め、同項第11号及び第12号を削り、同項第13号を同項第11号とし、同条第2項第1号中「第11号」を「第10号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第13号」を「前項第11号」に改め、同号を同項第2号とする。

第18条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「、又は兵庫県立のじぎく療育センターに勤務する職員(医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員を除く。)」が、人の死体の解剖補助作業に従事したとき」を削る。

第21条から第21条の3までを次のように改める。

第21条から第21条の3まで 削除

第25条の2第3項中「正規の勤務時間」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。)第10条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)」に改める。

第32条の3第1項中「、職員」の右に「(第3号に掲げる業務にあつては、知事が指定する行政機関、施設等に勤務する職員)」を加え、同項第1号中「(第21条の2の2に規定する手当の支給の対象となる業務(同条第1項第1号に規定する業務に限る。))を除く。))」を削り、同項に次の1号を加える。

(3) 勤務時間条例第5条第1項の規定により勤務時間を割り振られ、又は勤務時間条例第10条第1項の規定により命ぜられた勤務の一部又は全部が12月29日から翌年の1月3日までの間の日において行われる業務のうち知事が指定するものに従事したとき。

第32条の3第2項に次の1号を加える。

(3) 前項第3号に掲げる業務に従事した場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 勤務時間条例第5条第1項の規定により勤務時間を割り振られた場合 3,500円

イ 勤務時間条例第10条第1項の規定により勤務を命ぜられた場合 3,100円

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例及び本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第22号

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例及び本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例

(兵庫県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第1条 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年兵庫県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第2項中「2万円」を「5万円」に、「5万円」を「12万5千円」に、「10万円」を「25万円」に改める。

第14条の2第1項から第4項までの規定中「3万円」を「7万5千円」に、「5万円」を「12万5千円」に、「10万円」を「25万円」に改める。

別表第3(1)の部及び(2)の部中「3,500円」を「9,300円」に、「4,500円」を「11,400円」に、「6,000円」を「14,300円」に、「7,400円」を「17,300円」に、「8,900円」を「18,800円」に、「10,800円」を「20,700円」に、「13,300円」を「23,300円」に改める。

(本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正)

第2条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例(平成16年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2中22を23とし、14から21までを15から22までとし、13の次に次のように加える。

14 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年兵庫県条例第18号)による年金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(掛金の改定に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の兵庫県心身障害者扶養共済制度条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において兵庫県心身障害者扶養共済制度(以下「共済制度」という。)に加入している者(第1条の規定による改正前の兵庫県心身障害者扶養共済制度条例(以下「改正前の条例」という。)第5条の2の規定により口数追加の承認を受けた者(兵庫県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成7年兵庫県条例第40号)附則第2項の規定により当該承認を受けたものとみなされる者を含む。以下「口数追加加入者」という。)で、身体に障害がある状態となったが改正前の条例第2条第4項ただし書に該当するため、加入者(改正前の条例第2条第3項に規定する加入者をいう。以下同じ。)としての地位を失わないもの(以下「特定口数追加加入者」という。)を除く。)で、次の各号のいずれかに該当するものは、改正後の条例第6条第1項の規則で定めるところにより、附則別表第1に定める額の掛金を県に納付しなければならない。ただし、共済制度の加入期間が引き続き20年以上の加入者で、その年齢が65歳に達した日以後最初に到来する加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達しているものは、当該掛金の納付を要しない。

(1) 昭和54年11月1日以後加入者となった者で、その加入時の年齢が45歳以上であったもの

(2) 昭和61年4月1日以後加入者となった者で、その加入時の年齢が45歳未満であったもの

3 改正後の条例第6条第1項の規定にかかわらず、施行日前において共済制度に加入している者(特定口数追加加入者を除く。)で、次の各号のいずれかに該当するものは、同項の規則で定めるところにより、附則別表第2に定める額の掛金を県に納付しなければならない。ただし、共済制度の加入期間が引き続き25年以上の加入者で、その年齢が65歳に達した日以後最初に到来する加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達しているものは、当該掛金の納付を要しない。

(1) 昭和54年10月31日以前に加入者となった者

(2) 昭和54年11月1日以後昭和61年3月31日以前に加入者となった者で、その加入時の年齢が45歳未満であつ

## たもの

- 4 前2項に規定するもののほか、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、口数追加加入者は、同項の規則で定めるところにより、附則別表第3に定める額の掛金を県に納付しなければならない。ただし、口数追加の期間が引き続き20年以上の加入者で、その年齢が65歳に達した日以後最初に到来する口数追加の承認を受けた日の年単位の応当日に達しているものは、当該掛金の納付を要しない。
- 5 前3項の年齢の計算については、改正後の条例第19条の規定を準用する。
- 6 施行日前において、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者で、施行日以後に改正後の条例第4条ただし書の規定により共済制度に加入するものについては、附則第2項から前項までの規定を準用する。この場合において、附則第2項ただし書及び附則第3項ただし書中「共済制度の加入期間」とあるのは「共済制度の加入期間（他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（以下「他の共済制度」という。）に加入していた期間を含む。）」と、附則第4項ただし書中「口数追加の期間」とあるのは「口数追加の期間（他の共済制度において口数追加がされていた期間を含む。）」と読み替えるものとする。
- （甲慰金の改定に伴う経過措置）
- 7 改正後の条例第14条の規定は、施行日以後における心身障害者の死亡に係る甲慰金の支給について適用し、施行日前における心身障害者の死亡に係る甲慰金の支給については、なお従前の例による。
- 8 附則第2項から第4項までの規定の適用を受ける加入者（以下「特定加入者」という。）に係る改正後の条例第14条の規定の適用については、同条第1項及び第2項中「5万円」とあるのは「3万円」と、「12万5千円」とあるのは「7万5千円」と、「25万円」とあるのは「15万円」とする。
- （脱退等一時金の改定に伴う経過措置）
- 9 改正後の条例第14条の2の規定は、施行日以後における脱退又は口数の減少の申出に係る脱退等一時金の支給について適用し、施行日前における脱退又は口数の減少の申出に係る脱退等一時金の支給については、なお従前の例による。
- 10 特定加入者に係る改正後の条例第14条の2の規定の適用については、同条第1項から第4項までの規定中「7万5千円」とあるのは「4万5千円」と、「12万5千円」とあるのは「7万5千円」と、「25万円」とあるのは「15万円」とする。
- （兵庫県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 11 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。
- 附則第2項中「（以下「施行日」という。）」、「（以下「他の共済制度」という。）」及び「（以下「口数追加加入者」という。）」を削る。
- 附則第3項から第7項までを削り、附則第8項を附則第3項とする。
- 附則別表第1から附則別表第3までを削る。

## 附則別表第1（附則第2項関係）

加入者となったときにおける年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上50歳未満の者	10,600円
50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

## 附則別表第2（附則第3項関係）

昭和61年4月1日における年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	5,600円

35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上の者	10,600円

附則別表第3（附則第4項関係）

口数追加加入者となったときにおける年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上50歳未満の者	10,600円
50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第23号

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項、第8条第2項、第9条並びに附則第3項及び第4項中「平成20年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

兵庫県立ふるさとの森公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第24号

兵庫県立ふるさとの森公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立ふるさとの森公園の設置及び管理に関する条例（平成15年兵庫県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条の表名称の項の次に次のように加える。

兵庫県立宝塚西谷の森公園	宝塚市境野
--------------	-------

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。



兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第25号

兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和39年兵庫県条例第35号）の一部を次のように改正する。  
別表基幹水利施設補修事業の項の次に次のように加える。

基幹水利施設ストックマネジメント事業	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
--------------------	------------------	------------------

別表経営体育成基盤整備事業の項の次に次のように加える。

農業生産法人等育成緊急整備事業	$\frac{22.5}{100}$	$\frac{25}{100}$
-----------------	--------------------	------------------

別表土地改良総合整備事業の項を削り、同表備考 2中「土地改良総合整備事業」を「農業生産法人等育成緊急整備事業」に、「100分の50」を「100分の55」に、「100分の25」を「100分の17.5」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 4月 1日から施行する。

兵庫県立飛行場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第26号

兵庫県立飛行場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立飛行場の設置及び管理に関する条例（平成 6年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。  
題名中「兵庫県立飛行場」を「兵庫県立但馬飛行場」に改める。

第 1条中「兵庫県立飛行場」を「兵庫県立但馬飛行場」に改める。

第 2条の見出しを「（位置）」に改め、同条中「名称及び」を削り、「次のとおり」を「豊岡市上佐野」に改め、同条の表を削る。

第 3条第 1項中「次のとおり」を「 8時30分から18時30分まで」に改め、同項の表を削る。

第 6条第 1項中「但馬飛行場において」を削る。

第 7条中「但馬飛行場及び湯村温泉ヘリポート」を「飛行場」に改める。

第 8条中「但馬飛行場」を「飛行場」に改める。

第23条第 1項中「但馬飛行場」を「飛行場」に改め、同条第 2項を削る。

第24条第 1項中「但馬飛行場」を「飛行場」に改める。

別表第 1中「但馬飛行場」を削り、同表播磨ヘリポートの部及び湯村温泉ヘリポートの部を削る。

別表第 2中「但馬飛行場」を「飛行場」に改め、「並びに播磨ヘリポート及び湯村温泉ヘリポート内の土地」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第27号

## 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「法第2条第9号」を「県営住宅に係る法第2条第9号」に改める。

第7条に次の1号を加える。

(5) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第8条第2項中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に改める。

第9条第1項中「掲げる者」の右に「で第7条第5号に掲げる要件を満たすもの」を加える。

第10条第1項中「第7条各号」を「第7条第1号から第4号まで」に改め、同条第2項中「、第3号及び第4号」を「及び第3号から第5号まで」に改め、同条第3項中「同条各号」を「同条第1号から第4号まで」に改める。

第47条第1項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

第47条第4項中「第9号」を「第10号」に改め、同条第5項中「第1項第10号」を「第1項第11号」に改める。

第52条の次に次の1条を加える。

（意見の聴取）

第52条の2 知事は、県営住宅に入居し、又は入居者と同居しようとする者が、第7条第5号に掲げる要件を満たすかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。

2 知事は、県営住宅の入居者又は同居者が暴力団員である疑いがあると認めるときは、当該入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。

第65条を第72条とし、同条の前に次の1条を加える。

（利用料金）

第71条 駐車場利用者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、近傍同種の駐車場の駐車料金を考慮して規則で定める額の範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、その納付を猶予し、又は返還することができる。

第64条中「をいう」の右に「。以下同じ」を加え、同条を第70条とし、第63条の次に次の6条を加える。

（駐車場の利用の許可）

第64条 県営住宅の駐車場（以下「駐車場」という。）を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 駐車場の名称、位置等は、規則で定める。

（駐車場の利用の許可の申請）

第65条 前条第1項の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、駐車場の利用に係る自動車の登録番号及び種別その他の規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（利用許可の基準等）

第66条 駐車場を利用することができる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1) 県営住宅の入居者若しくは同居者又は第57条第1項若しくは第2項の規定による許可に基づき普通県営住宅を使用する者（第3項において「入居者等」という。）であること。

(2) 自ら利用するため駐車場を必要としていること。

(3) 県営住宅の入居若しくは使用の許可を取り消され、又は明渡しの請求を受けていないこと。

2 知事は、前条の規定による利用許可の申請をした者の数が利用許可をすべき駐車場の区画数を超える場合においては、抽せんにより利用許可をすべき者を決定するものとする。ただし、当該申請をした者に身体障害者であることその他特別な事情がある場合には、抽せんによらないで当該者に対して利用許可をすることができる。

3 知事は、前2項の規定にかかわらず、入居者等以外の者で自ら利用するため駐車場を必要としているものに対して、県営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、利用許可をすることができる。

（利用許可の通知等）

第67条 知事は、第65条の規定による利用許可の申請があつたときは、利用許可をする場合にあつてはその旨及び駐車場の利用開始の日を、利用許可をしない場合にあつてはその旨及びその理由を当該申請をした者に対して通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第68条 前条の規定による利用許可をする旨の通知を受けた者(以下「駐車場利用者」という。)は、第65条の規定による申請の内容に変更が生じたとき、又は第66条第1項に規定する者でなくなつたときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2 駐車場利用者は、駐車場の利用を廃止しようとするときは、30日前までに知事に届け出なければならない。

(利用許可の取消し等)

第69条 知事は、駐車場利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該駐車場利用者に対して、当該駐車場の利用許可を取り消し、及び当該駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) 第66条第1項に規定する者でなくなつたとき。
- (2) 正当な理由がなく、1月以上駐車場を使用しないとき。
- (3) 不正の行為によつて駐車場を利用したとき。
- (4) 第71条第1項に規定する利用料金を3月以上滞納したとき。
- (5) 駐車場又はこれに附帯する設備を故意に損傷したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により請求を受けた駐車場利用者は、速やかに駐車場を明け渡さなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第64条から第71条までの規定は、規則で定める県営住宅の駐車場については、平成20年10月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 3 この条例の施行の際現に兵庫県住宅供給公社が設置する駐車場であつてこの条例の施行の日において県営住宅の駐車場となるものを利用している者は、当該駐車場について改正後の条例第64条第1項の規定による許可を受けた者とみなす。
- 4 附則第2項に規定する規則で定める県営住宅の駐車場に係る改正後の条例第64条第1項の規定による許可に関し必要な手続その他の行為は、適用日前においても、改正後の条例第65条から第69条まで及び第71条の規定の例によりすることができる。

災害援護基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第28号

災害援護基金条例の一部を改正する条例

災害援護基金条例(昭和43年兵庫県条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第29号

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県学校教職員定数条例（昭和51年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「18,660人」を「18,647人」に、「10,349人」を「10,264人」に、「8,552人」を「8,489人」に、「大学」を「特別支援学校」に、「744人」を「3,072人」に、「特別支援学校」を「大学」に、「3,023人」を「744人」に、「41,328人」を「41,216人」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

兵庫県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第30号

兵庫県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

兵庫県スポーツ振興審議会条例（昭和37年兵庫県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第5項」を「第18条第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。